

# 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済 実施状況報告

## 目次

I	制度の概要とあゆみ	.....	1
	1 退職共済について	.....	1
	2 あゆみ（制度創設以降の主なできごと）	.....	2
II	財政状況について	.....	6
	1 平成30年度財政状況について	.....	6
III	年金資産の運用状況について	.....	16
	1 平成30年度運用状況	.....	16
	2 令和元年度直近（12月末）の運用状況	.....	17
IV	実施状況について	.....	20
	1 加入者数の推移	.....	20
	2 退職者と一時金給付の状況	.....	22
【参考】			
	・ 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済規程	.....	24
	・ 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済施行細則	.....	32
	・ 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済運用基本方針	.....	36
	・ 共済制度関係用語集	.....	41

令和2年2月

兵庫県社会福祉協議会

# 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済実施状況について

## I 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済の制度概要とあゆみ

### 1. 退職共済について

#### (1) 目的

民間社会福祉事業職員向けの退職金制度としては、福祉医療機構（旧・社会福祉・医療事業団）の社会福祉施設職員等退職手当共済が昭和 36 年より実施されているが、福祉事業職員の待遇を国家公務員並にすることで社会福祉事業の振興に寄与する職員の確保と定着をはかること、また、退職後の職員の生活保障の一助になることを目的とし平成 5 年 4 月に発足した。

#### (2) 加入対象施設と職員

- ・加入対象施設は、①兵庫県内の民間社会福祉施設等で兵庫県社会福祉協議会（以下、県社協）会長が認めたもの、または②兵庫県内にある社会福祉協議会及び福祉団体等で県社協会長が認めたもので、共済契約者は、加入対象施設を運営する社会福祉法人等の代表者となる。
- ・加入対象職員は、共済契約者に使用され、加入対象施設等に常時勤務する職員である。

#### (3) 制度の基本

##### ①運営

- (ア) 共済の運営資金の管理は、県社協会長が行うが、安全かつ円滑な運営を期するため、信託銀行と年金信託契約を締結している。
- (イ) 共済の適正な運営を期するため、運営委員会を設置する。運営委員会は、共済の運営方針や財政計画、その他運営に関する重要事項について、県社協会長に意見具申ができる。
- (ウ) 運営委員会は、民間社会福祉施設関係者、福祉団体関係者、学識経験者等（10 名以内）で構成され、県社協会長が委嘱する。
- (エ) 信託銀行への信託報酬は年 95,172,166 円、県社協の運営事務費（人件費含む）は、年 40,565,000 円である（平成 30 年度）。

\* 信託報酬とは、信託財産<sup>※1</sup>の運営・管理に対する報酬で、信託財産の額（時価<sup>※2</sup>）に対し信託報酬率を乗じて計算されています。

##### ②財源・掛金

- (オ) 給付金及び運営事務費は、信託資産（運用損益含む）を財源とする。
- (カ) 掛金は、毎月 1 日時点で在籍する加入職員の本俸月額<sup>※</sup>の 1,000 分の 29 ずつ（計 1,000 分の 58）を、共済契約者と加入職員が負担する。
- (キ) 共済の会計は、県社協の特別会計に位置付ける。
- (ク) 共済が将来も財政の均衡が保てるよう、3 年に 1 度信託銀行が財政再計算を行うものとし、必要があると認めたときは適正な修正を行うものとする。
- (ケ) 納入済みの掛金は、原則として返還しない。

### ③給付

(コ) 共済の給付金には、次の3種類がある。

- i) 退職一時金（加入職員が退職した場合に給付）
- ii) 遺族一時金（加入職員が死亡した場合等に遺族に給付）
- iii) 脱退一時金（事業主が経営する施設等に所属する加入職員が、共済契約の解除を事由に一括して脱退する場合に給付）

※平成24年4月1日付での制度改正により、脱退一時金を新設。加入期間20年以上の者が退職した場合に給付される「退職年金給付」は廃止した（受給権者なし）。

(サ) 退職一時金の計算式は、〔加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率〕であり、100円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(シ) 遺族一時金については、退職一時金と同様の計算式を用いる。

(ス) 脱退一時金は、〔加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率×70%〕で計算するが、加入職員が負担した掛金累計額を下回る場合は、掛金累計相当額を給付する。

(セ) 給付を受けようとする者（以下「受給権者」）は、共済契約者を通して請求書を県社協会長に提出し、県社協会長は請求書を受理・審査して受給権者に給付金を支給する。

(ソ) 受給権者に給付金を支給した場合は、共済契約者に対し速やかに通知するものとする。

### (4) 資産構成（平成31年3月31日現在）

① 信託財産：（時価）28,981,176,384円（前年比1,070,815,595円増）

②年金資産<sup>\*4</sup>：29,181,995,538円

\*平成30年度「年金財政に関する報告書」による

③加入施設・団体数：625施設・団体

④加入職員数：15,778名

⑤加入職員平均年齢：41.3歳

⑥加入職員平均加入年数：7.5年

⑦加入職員平均給与：211,187円

\*③～⑦ 平成31年3月31日時点

⑧運用信託銀行：三菱UFJ信託銀行（46%）、三井住友信託銀行（54%）

\*（ ）内はシェア

## 2. あゆみ（制度創設以降の主なできごと）

時期	内容
平成5年度	4月1日 制度発足 ・制度発足時の加入状況 304施設 5,134人 ・発足時の資産委託先金融機関 安田信託銀行（シェア70%）、中央信託銀行（30%） ・予定運用利率（5.5%）
平成8年度	11月 緊急運営委員会開催 制度発足以来、資産運用が予定利率 <sup>*5</sup> を下回っている。 急遽 第1回財政再計算を実施。 ・予定利率の引き下げ（3.5%） ・平成9年4月1日付での掛金率の引き上げ（44/1000→58/1000）を決定 *給付率は変更せず

時期	内容
平成 9 年度	<p>5 月 金融不安から、委託先金融機関の見直しについて調査をはじめ。</p> <p>9 月 複数の金融機関に対し、ヒアリングを行う。</p> <p>11 月 運営委員会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレゼンテーションを経て、12 月 1 日付での資産委託先を下記の金融機関への変更を決定 三菱信託銀行（シェア 70%）、住友信託銀行（30%）</li> <li>・ 総幹事銀行に委託していた事務システムを一時停止することを決定</li> </ul> <p>12 月 各共済契約者に、金融機関の変更と事務取扱の一時停止について通知</p> <p>3 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職年金共済事務説明会開催（全 2 回）</li> <li>・ 届書用紙・掛金納入方法等の変更について説明</li> <li>・ 新会員管理コンピューターシステムの導入</li> <li>・ 平成 9 年度末までの掛金の計算・加入職員データの最終確認作業</li> <li>・ 運営委員会、理事会、評議員会を経て、共済規程の改正を決定</li> </ul>
平成 10 年度	<p>新システムによる掛金請求・退職一時金支給開始 以後、退職一時金の毎月の給付が可能となる</p>
平成 13 年度	<p>6 月 三菱UFJ信託銀行・住友信託銀行に移管して初めてとなる、第 2 回財政再計算を平成 13 年 4 月 1 日付で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掛金率を現行の 58/1000 から 49/1000 に引き下げられるとの結果</li> <li>・ 運用状況の見通しが良くない</li> </ul> <p>→ 利差<sup>*6</sup> 損の発生を抑制するために現行の掛金率および給付率に合わせて予定利率のみを引き下げることにする。（年 3.5%⇒年 2.7%に） 委託先の信用状態、過去の運用実績、サービス等の評価を行い、三菱UFJ信託銀行 65%・住友信託銀行 35%にシェア変更することとする。</p>
平成 14 年度	<p>4 月 1 日 予定利率、シェアの変更を実施。</p>
平成 16 年度	<p>平成 16 年 4 月 1 日付で第 3 回財政再計算の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の掛金率 58/1000 を 64/1000 に引き上げてはどうかとの提起</li> <li>・ 予定利率 2.7%の設定は、他県・制度に比べ比較しても安定した水準であり、実際の運用に近い</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金換算率が 5.5%で予定利率より高い水準にあるため、年金換算率の引き下げも考えられたが、次回の財政再計算（平成 19 年度）において、経済情勢に好転の動向があれば再度見直しも可能なため、各種設定の変更は見送った</li> </ul>

時期	内容
平成 19 年度	<p>平成 19 年 4 月 1 日付で第 4 回財政再計算の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の掛金率 58/1000 を 60/1000 に引き上げてはどうかとの提起</li> </ul> <p>保険業法への対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の者に法律の根拠なく行っていた無認可共済に、特定保険業者として届出義務が生じる</li> <li>・ 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会が金融庁と交渉</li> <li>・ 県社協が保険業者にはあたらない旨を記した「確認書」がすべての共済契約者から提出され、共済が保険業法の適用除外となる</li> </ul>
平成 20 年度	<p>財政再計算結果をふまえ、制度検討を開始。</p> <p>金融商品取引法への対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県社協で基本運用方針（案）を定め、共済契約者に意向確認を行い、4 分の 3 以上の同意を得る（同意 286 団体、不同意 2 団体）</li> </ul>
平成 21 年度	<p>基本運用方針の施行（平成 21 年 4 月 1 日）。</p> <p>改正・民間社会福祉事業職員退職年金共済規程の施行（平成 21 年 4 月 1 日）。</p> <p>（改正のポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託財産の運用にあたり、県社協は運用方針を定め、信託銀行は運用方針を遵守し年金資産の運用及び管理を行うこと</li> <li>・ 県社協は、年金信託契約や信託財産の運用方針の変更、規程の改廃を行うとき、共済契約者総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならないこと</li> </ul>
平成 22 年度	<p>平成 22 年 4 月 1 日付で第 5 回財政再計算の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の掛金率 58/1000 を 69/1000 に引き上げてはどうかとの提起。</li> <li>・ 運営委員会での制度検討において、年金給付を廃止した場合の掛金率などの試算結果等をもとに検討を行うこととする。</li> </ul>
平成 23 年度	<p>平成 24 年 4 月 1 日付での制度改正を共済契約者に提案。4 分の 3 以上の同意を得る。</p> <p>（改正のポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定利率の引下げ（2.3%）</li> <li>・ 退職年金の廃止（受給権者なし）</li> <li>・ 退職一時金等の算定方法の変更 （最終給与×算定乗率 → 掛金累計額×（新）算定乗率）</li> <li>・ 脱退一時金の創設</li> <li>・ 一時金の送金先が原則事業主口座へ（退職者本人口座の選択は可）</li> <li>・ 懲戒解雇等の給付制限規定の創設</li> <li>・ 納付期限の変更（当該月末 → 翌月末）</li> </ul> <p>10 月 各共済契約者に、改正案を提示</p> <p>10～11 月 共済契約者説明会開催（全 4 回）</p> <p>1 月 共済契約者の 4 分の 3 以上の同意を得る （同意 271 法人、不同意 11 法人、回答なし 4 法人）</p> <p>2 月 ・ 事務説明会開催（全 3 回） ・ 新「事務の手引き」発行</p> <p>3 月 ・ 「福利厚生ニュース」発行。全加入職員に改正内容通知。 ・ 県社協理事会ならびに評議員会にて規程改正</p>

時期	内容
平成 24 年度	<p>4 月 1 日 制度改正 施行</p> <p>1 月 共済契約者に運用基本方針の改正提案  (改正のポイント) 政策アセットミックスの変更</p> <p>2 月 共済契約者の 4 分の 3 以上の同意を得る  (同意 232 法人、不同意 2 法人、回答なし 46 法人)</p> <p>3 月 政策アセットミックス変更  「福利厚生ニュース」発行。全加入職員に改正内容通知。</p>
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月 1 日付で第 6 回財政再計算の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の掛金率 58/1000 を 55/1000 に引き下げ可能との結果。</li> <li>・ 制度改正後初の財政再計算であるため、今期は掛金率の改正を行わず据え置くこととする。</li> </ul>
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営委員会において、委託先金融機関の評価方法及び委託先に支払う信託報酬（手数料）の見直しについて協議。</li> <li>・ 委託先金融機関の評価方法の内規を制定。</li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託先金融機関に支払う信託報酬（手数料）について、時価をベースとした算出方法へと変更した。</li> <li>・ 平成 28 年度に実施する財政再計算に向けて、運営委員会の場を活用した勉強会を実施。財政再計算への対応準備を行った。</li> </ul>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年 4 月 1 日付で第 7 回財政再計算、ALM分析<sup>*7</sup>を実施。掛金率を現状維持した上で、予定利率を 2.3%から 1.8%に引き下げること、政策アセットミックスの変更及び国内債券に代替資産（オルタナティブ<sup>*8</sup>）を導入することを検討した。</li> <li>・ 「退職共済ニュース」を発行し、加入事業所に対して、運営委員会の開催報告や制度運営に関する重要事項について、タイムリーに発信した。</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内債券に代替資産（オルタナティブ）を導入した政策アセットミックスによる資産運用を開始した。</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年度に実施した年金ALM分析について、運営委員会において勉強会を実施し、令和元年度の年金ALM分析の実施を決定した。</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 8 回財政再計算、年金ALM分析を実施し、資産構成割合は現行のままとすることを決定した。</li> <li>・ 年金資産運用等委託割合（シェア変更）の見直しにより、三菱UFJ信託銀行 66%、三井住友信託銀行 34%に変更した。</li> </ul>



## II 財政状況について

### 運用基本方針とは

当共済では、給付等積立金（以下、「年金資産」）の運用にあたり、共済契約者の4分の3以上の同意のもと、平成21年4月1日より「運用基本方針」を決定・適用した（36頁参照）。同方針は、年金資産の運用や管理に関する項目を定めたものであり、県社協から年金資産の運用や管理を委託された運用信託銀行は、これを遵守することとなっている。

### 1. 平成30年度財政状況について（平成30年度「財政決算報告」より（8頁参照））

#### 「年金財政に関する報告書とは」

共済の財政運営の状況を検証するために、1年間の収入と支出の状況を損益計算書で明らかにし、基準日（3月末日）における資産・負債等の財政状態を貸借対照表で明らかにすることである。幹事銀行である三菱UFJ信託銀行が報告を行う（表記金額は時価）。

#### ①貸借対照表（8頁）

（資産）

- 年金資産は29,181,995,538円となっている。
- 普通預金等<sup>\*9</sup>が200,819,154円で、前期決算額に対し約685万円の増となっている。これは県社協が預かっている掛金をさすが、翌月には信託資産に移されている。
- 未収掛金<sup>\*10</sup>の43,556,548円は、前期に対し、約407万円の増となった。現在、未収掛金はすべて収受し0円となっている。
- 過去勤務債務等<sup>\*11</sup>の現在額は前年度決算額と同様に0円である。資産の部に位置付けられているが、良好な積み立て状況であれば生じない類のものであるため、大変望ましい状況にあるといえる。
- 資産合計としては29,225,552,086円となっている。

（負債）

- 責任準備金<sup>\*12</sup>が24,818,985,722円となっている。
- 年金資産が責任準備金を上回っていることから、剰余金3,580,583,264円が発生している。

（積立割合）

- 責任準備金をはじめとした留保すべき額に対する年金資産の積立割合は、平成14年度末以降は100%を下回る状態が続いていたが、制度改正や運用実績が功を奏し、平成24年度末に103.44%に回復した。平成30年度末には113.99%となっている。これは一般的に100%以上あれば健全と言われる積立割合において、引き続き中長期的に安定した積み立て状況にあることを示している。

※ ちなみに、平成31年3月31日時点での、共済の要支給額（加入職員全員が退職すると仮定して支払われる額）は、18,593,799,100円で充足率（時価資産額に対する充足率）は156.9%である。

$$\frac{29,181,995,538 \text{ 円}}{18,593,799,100 \text{ 円}} = 156.9\%$$

#### ②収支計算書（9頁）

- 収入においては、拠出金が約22億円、その他の収入が約685万円となっており、合計で30,866,642,679円となった。
- 支出においては、当期末年金資産が前期と比較して約10億円増の29,181,995,538円となった。

#### ③過去勤務債務等の現在額および剰余金の増減分析（11頁）

- 過去勤務債務は、決算日において、責任準備金等の留保すべき額と、実際の年金資産を対比させた場合に、年金資産が責任準備金等の留保すべき額を下回る際に計上されるもの。

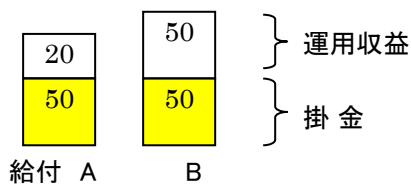
本ページは、その過去勤務債務等の額の内訳を示したものである。

- ・ 本会の退職共済においては、年金資産が責任準備金等の額を上回っており、剰余金が発生していることから、マイナスで表記されており、当期末の剰余金の額は約 43 億 1,800 万円（時価表記）となっている。
- ・ 「(2) 当期中に新たに発生した債務額の分析」において、マイナス表記は剰余金を増加させた要因、プラス表記は過去勤務債務を増加させた要因（＝剰余金を減少させた要因）である。

### 運用報告に際して: 退職共済の資産運用について

- ① 運用の目的: 給付は、原則として掛金と運用益によって構成されます。

$$\text{給付} = \text{掛金} + \text{運用益}$$



共済運営では、まずどのくらい給付するのか、給付水準を設定してから、掛金と運用益の見込みを立てます。 <制度設計>

掛金だけで給付を賄うならば、各法人で積立をすれば済むことですが、より手厚い給付を行うには、掛金を引き上げるか運用益で賄うかを選択することになります。

<財政計画>

ただし、当初の設計どおりに職員の加入、退職、昇給等があるわけではなく、掛金の積立が不足することもあります。

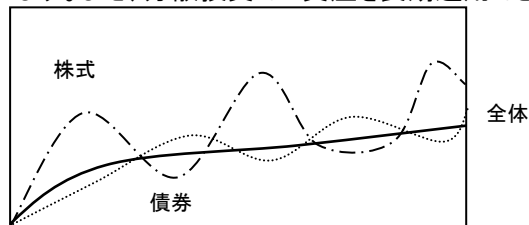
⇒ 中長期的な視点で給付に備えるためには、資産運用が欠かせません。

(例)掛金が 50 ある場合:

給付 A(70)は運用益 20 で充足できるが、  
給付 B(100)は運用益 50 が必要となる。

- ② 資産運用の特徴:

各共済契約者と加入職員の掛金が共済でとりまとめられ、資産規模が大きくなると、分散投資が充実します。また、分散投資では資産を長期運用できるので、相場変動のリスク<sup>※13</sup>も分散します。

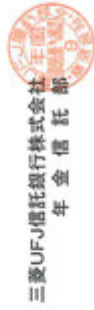


株式が下落し債券の価値が上がるなど、リスクが分散できる。個別銘柄を分散させた場合も同様。



2019年6月21日

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 御中



三愛UFJ信託銀行株式会社  
年金信託部

# 年金財政に関する報告書

自 2018年 4月 1日  
至 2019年 3月31日

## 1. 年金財政貸借対照表

科目	当期決算額		前期決算額		増減
	2019年3月31日現在		2018年3月31日現在		
年金資産	29,181,995,538	28,104,323,175	28,104,323,175	1,077,672,363	
(年金信託受益権(時価))	( 28,981,176,384 )	( 27,910,360,789 )	( 27,910,360,789 )	( 1,070,815,595 )	
(保険料積立金)	( - )	( - )	( - )	( - )	
(普通預金等)	( 200,819,154 )	( 193,962,386 )	( 193,962,386 )	( 6,856,768 )	
未収掛金	43,556,548	39,486,478	39,486,478	4,070,070	
未収受管金	0	0	0	0	
過去勤務債務等の現在額	0	0	0	0	
合計	29,225,552,086	28,143,809,853	28,143,809,853	1,081,742,433	
支払備金	825,983,100	71,853,000	71,853,000	754,330,100	
責任準備金	24,818,985,722	23,754,034,215	23,754,034,215	1,064,951,507	
(加入者)	( 24,818,985,722 )	( 23,754,034,215 )	( 23,754,034,215 )	( 1,064,951,507 )	
(受給者等)	( - )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
未払移管金	0	0	0	0	
剰余金	3,580,583,264	4,318,122,438	4,318,122,438	△ 737,539,174	
合計	29,225,552,086	28,143,809,853	28,143,809,853	1,081,742,433	

積立割合	年金資産 留保すべき額	113.99%	118.15%	△ 4.16%
------	----------------	---------	---------	---------

(注1) 年金財政貸借対照表は、財政決算日における財政状況を把握するために、資産項目・負債項目を対比したものです。各科目については、『4. 用語の説明』をご参照下さい。  
 (注2) 年金信託受益権(時価)および保険料積立金の金額には、送金手続き中の金額を含めて計上しています。  
 『2. 付属計算書 (3)年金資産の明細』をご参照下さい。  
 (注3) 留保すべき額 = 責任準備金 + 支払備金 - 未収掛金 + 未払移管金 - 未収受管金

## 2. 付属計算書

### (1)未収掛金の明細

(単位:円)			
	金額	延滞利息	合計
第1拠出金	43,556,548	0	43,556,548
第2拠出金	0	0	0
合計	43,556,548	0	43,556,548

### (2)支払備金の明細

(単位:円)				
	当期末支払備金	期中増減		前期末支払備金
		増加	減少	
年金	0	0	0	0
一時金	825,983,100	825,983,100	71,653,000	71,653,000
その他	-	-	-	-
合計	825,983,100	825,983,100	71,653,000	71,653,000

### (3)年金資産の明細

(単位:円)			
	年金信託受益権(時価)		普通預金等
	年金信託契約	年金特定契約	
契約毎の年金資産	28,981,176,384	-	200,819,154
送手 掛 金中	0	-	0
本報告上の年金資産	28,981,176,384	-	200,819,154

(ご注意)

貸借対照表の年金資産につきましては、別に各受託会社から報告されている次の報告書をご参照下さい。  
 なお、年金信託契約の他、年金特定契約(年金特定金銭信託契約もしくは年金特定信託契約をいう。)を締結  
 されている場合は、各契約の年金信託受益権(時価)の合計を表記しています。

①年金信託受益権(時価) : 「信託財産に関する報告書」

②保険料積立金 : 「新企業年金保険契約に関する報告書」

『(3)年金資産の明細』表中、送金手続き中の掛金または給付金の額の数値は、財政決算日時点で送金  
 手続き中の金額です。従いまして、本報告書上の年金資産は、各受託会社からの報告書に記載の金額に  
 上記送金手続き中の金額を加算した金額となっております。

## 3. 収支計算書

科目	当期決算額		前期決算額		増減
	自2018年4月1日 至2018年3月31日	自2017年4月1日 至2017年3月31日	自2017年4月1日 至2017年3月31日	自2016年4月1日 至2016年3月31日	
前期末年金資産	28,104,323,175	26,194,637,403	26,194,637,403	1,909,685,772	
拠出金	2,287,579,894	2,216,475,108	2,216,475,108	71,104,786	
(第1拠出金)	(2,287,579,894)	(2,216,475,108)	(2,216,475,108)	(71,104,786)	
(第2拠出金)	(0)	(0)	(0)	(0)	
(付加保険料)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(付加共済掛金)	(-)	(-)	(-)	(-)	
運用収益	467,892,842	1,317,390,894	1,317,390,894	△ 849,508,052	
(信託収益)	(467,892,842)	(1,317,390,894)	(1,317,390,894)	(△ 849,508,052)	
(保険収益)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(共済収益)	(-)	(-)	(-)	(-)	
受賞金	0	0	0	0	
その他収入	6,856,768	1,686,401,758	1,686,401,758	△ 1,679,544,990	
合計	30,866,642,679	31,414,905,163	31,414,905,163	△ 548,262,484	
給付金	1,554,718,300	1,505,153,900	1,505,153,900	49,564,400	
(年金)	(0)	(0)	(0)	(0)	
(一時金)	(1,554,718,300)	(1,505,153,900)	(1,505,153,900)	(49,564,400)	
特別法人税	0	0	0	0	
事務費	89,363,841	87,279,188	87,279,188	2,084,653	
(総幹事信託報酬)	(16,759,744)	(16,300,538)	(16,300,538)	(459,206)	
(信託報酬)	(72,604,097)	(70,978,650)	(70,978,650)	(1,625,447)	
(投資顧問報酬)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(保険事務費)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(共済事業費)	(-)	(-)	(-)	(-)	
運用損失	0	0	0	0	
移管金	0	0	0	0	
その他支出	40,565,000	1,718,148,900	1,718,148,900	△ 1,677,583,900	
当期末年金資産	29,181,995,538	28,104,323,175	28,104,323,175	1,077,672,363	
合計	30,866,642,679	31,414,905,163	31,414,905,163	△ 548,262,484	

(注) 収支計算書は、財政決算期間における収支状況を表したものです。各科目については、『4. 用語の  
 説明』をご参照下さい。

#### 4. 用語の説明

- (1) 年金資産  
年金信託受益権(時価)、保険料積立金および普通預金等の合計額をいいます。  
各契約について、送金手続き中の金額がある場合には、その金額を含めています。  
なお、各契約の明細は、「信託財産に関する報告書」および「新企業年金保険契約に関する報告書」をご参照ください。
- (2) 未収掛金  
年金規約上の拠出日が財政決算日以前であるが、財政決算日において拠出されていない第1拠出金および第2拠出金をいいます。
- (3) 支払掛金  
財政決算日において、年金給付金または一時金給付金の支払い事由が発生しているが、財政決算日において未払いである金額をいいます。
- (4) 責任準備金  
年金制度に定められた将来の給付をまかなうために必要な額をいい、将来の給付見込み額から第1拠出金による将来の収入見込み額を差し引いて計算されます。
- (5) 未払移管金／未収受管金  
財政決算日以前の転籍者に係る要留保額等を、他の年金制度との間で移受管する必要がある年金制度において、財政決算日を超えて移管する金額を未払移管金、受管する金額を未収受管金として計上します。
- (6) 過去勤務債務等の現在額／剰余金  
財政決算日において留保すべき額(以下、「責任準備金等」という。)と実際に保有している年金資産とを対比し、責任準備金等が年金資産より多い場合には過去勤務債務等の現在額、少ない場合には剰余金を計上します。

責任準備金等 > 年金資産の場合 責任準備金等 < 年金資産の場合

年金資産	責任準備金等	年金資産	責任準備金等
過去勤務債務等の現在額	剰余金	剰余金	過去勤務債務等の現在額

(注) 責任準備金等 = 責任準備金 + 支払掛金 - 未収掛金 + 未払移管金 - 未収受管金

- (7) 拠出金  
財政決算期中にお支払いいただいた拠出金をいいます。  
年金制度に定められた将来の給付をまかなうためにお支払いいただく拠出金として、第1拠出金および第2拠出金があります。なお、新企業年金保険契約または退職年金共済契約を締結している場合には、契約上お支払いいただく拠出金として、付加保険料または付加共済掛金があります。
- (8) 運用収益／運用損失  
財政決算期中に年金資産の運用によって得た運用収益・運用損失をいいます。
- (9) 給付金  
財政決算期中に支払った年金給付金と一時給付金の合計額をいいます。
- (10) 特別法人税  
企業年金の年金資産に課せられる税金で、財政決算期中に納付した金額をいいます。
- (11) 事務費  
財政決算期中に、各契約にもとづいて年金資産から控除した信託報酬等をいいます。  
① 総幹事報酬 : 信託財産の管理および運用を除く事務に係る報酬です。  
② 信託報酬 : (総幹事報酬をいいたく場合)  
信託財産の管理および運用の事務に係る報酬です。  
(総幹事報酬をいいたくない場合)  
信託財産の管理および運用、年金信託契約に掲げる事務ならびにそれらに付随する事務等に係る報酬です。  
③ 投資顧問報酬 : 投資一任契約にもとづく投資顧問業者の事務等に係る報酬です。  
④ 保険事務費 : 新企業年金保険契約にもとづく生命保険会社の事務費です。  
⑤ 共済事務費 : 退職年金共済契約にもとづく全国共済農業協同組合連合会の事務費です。
- (12) 移管金／受管金  
転籍者に係る要留保額等を、他の年金制度との間で移受管する必要がある年金制度において、財政決算期中に移管した金額を移管金、受管した金額を受管金として計上します。
- (13) その他支出／その他収入  
財政決算期中に上記(7)～(12)以外の支出および収入があった場合に計上します。



## 5. 過去勤務債務等の現在額および剰余金の増減分析

過去勤務債務とは、年金制度発足時の加入者に対する給付額を過去勤務期間を遡算して算定する制度において、制度発足時の期間を遡算することにより発生する給付債務をいいます。また、基礎率の予定と実績の乖離、給付増額等の制度変更および財政再計算における基礎率の見直し等によって新たな債務(これを後発債務といいます。)が発生し、これを合わせて過去勤務債務等の額といたします。

なお、過去勤務債務等の額は第2拠出金で償却されますが、この未償却となっている債務額を過去勤務債務等の現在額といたします。

この過去勤務債務等の額の償却状況はつぎのとおりです。

(1) 過去勤務債務等の額の償却状況		(単位:千円)
項目	金額	
① 前期末過去勤務債務等の現在額 (マイナスの場合は剰余金)	△ 4,318,122	
② 予定利率による 前期末現在額の利息額(注)	△ 77,726	
③ 第2拠出金額による償却額 (予定利率による元利合計額)	0	
④ 当期中に新たに発生した債務額 (後発債務額; 明細は下記ご参照)	815,265	
⑤ 当期末過去勤務債務等の現在額 (マイナスの場合は剰余金)	△ 3,580,583	
	=①+②+③+④	

(注) 過去勤務債務等の現在額とは、責任準備金等から年金資産を控除して算定されます。責任準備金等および年金資産は予定利率による利息分が増加することを仮定しているため、この差額である過去勤務債務等の額は予定利率相当分が増加することになります。

## (2) 当期中に新たに発生した債務額の分析

(単位:千円)	
増減要因	金額
① 昇給差	△ 3,188
② 新規加入差	189,201
③ 再計算による増減	-
④ 制度変更による増減	-
⑤ 利差	35,742
⑥ 脱退差その他	593,510
合計	815,265

(注1) 再計算に伴い制度変更を実施した場合、「再計算による増減」の項目に「制度変更による増減」を含めて計上しています。

(注2) マイナスの金額は、過去勤務債務等の額の減少を表します。

財政決算期中において新たに発生した債務額(後発債務額)には、いくつかの要因があります。各要因により発生する後発債務額は、年金制度によって異なりますが、一般的には次のとおりです。

① 昇給差	予定昇給率にもとづく昇給と実際の昇給との差によって発生し、実際の昇給が予定よりも多い場合に差損、少ない場合に差益となります。
② 新規加入差	予定新規加入年齢と実績の新規加入年齢との差によって発生し、実際の加入年齢が予定よりも高い場合に差損、低い場合に差益となります。
③ 再計算による増減	再計算に伴い基礎率を見直したことによる変動分です。再計算に伴い制度変更を実施した場合には、制度を変更したことによる変動分を含めて計上しています。
④ 制度変更による増減	給付改善等の制度を変更したことによる変動分です。
⑤ 利差	予定利率と修正総合利回りの差によって発生し、修正総合利回りが予定利率よりも高い場合に差益、低い場合に差損となります。
⑥ 脱退差その他 (死差を含む)	予定脱退率にもとづく脱退と実際の脱退との差によって発生し、通常は、実際の脱退が予定よりも多い場合に差益、少ない場合に差損となります。その他の要因についても脱退差と合計して計上します。なお、給付設計や脱退者の分布によっては、要因に対する差損益が逆になることがあります。

(注) 上記の後発債務額が差損の場合は過去勤務債務等の額の増加要因となり、差益の場合は減少要因となります。

(添付資料)

(1)加入者数等の推移 (単位:円)

科目	当期末	前期末	増減
	至2019年3月31日	至2018年3月31日	
加入者数	15,778人	15,510人	268人
基準給与総額1	3,342,996,067円	3,259,984,614円	83,011,453円
基準給与総額2	円	円	円
基準給与総額3	円	円	円
平均年齢	41.3歳	40.9歳	
平均勤続(加入)期間	7.5年	7.6年	
受給者数	0人	0人	0人
年金総額	0円	0円	0円
平均年齢	歳	歳	

(注1) 加入者欄には、年金制度上の中断者を含めた期末の全加入者を対象にしています。

(注2) 受給者欄には、年金受給開始前の年金受給者も含まれています。

(2)実績と予定の基礎率

	実績	予定	乖離幅
昇給率1	2.0%	2.1%	△0.1%
昇給率2	%	%	%
昇給率3	%	%	%
新規加入年齢	37.0歳	-歳	-歳
修正総合利回り	1.41%	1.80%	△0.39%

(注1) 昇給率の予定は、年齢ごとに算定された予定昇給率の給与加重平均です。

(注2) 修正総合利回りは、運用報酬額を控除した数値を記載しております。

(3)次回定例財政再計算基準日

計算基準日	2019年3月31日
定例財政再計算サイクル	3年

財政決算推移表

(金額単位 千円)

決算年月	決算期	在職者数 (期末)	年金者数 (期末)	(I) 拠出金額		(II) 給付額		収支残高 (単年度) (I)-(II)	年金資産	責任準備金	その他 (支払備金等)	過去勤務 債務等	年金資産 積立割合	運用利回り	
				第1拠出金	第2拠出金	年金	一時金							実績	予定
1998.03	1	7,799	0	1,045,552	0	0	194,623	850,929	3,211,270	3,170,734	△ 38,442	△ 78,978	102.5%	-	-
1999.03	2	8,317	0	1,176,408	0	0	248,943	927,465	4,177,735	3,977,297	△ 18,950	△ 219,388	105.5%	-	-
2000.03	3	8,934	0	1,242,312	0	0	290,940	951,372	5,299,307	4,843,587	△ 17,010	△ 472,730	109.8%	-	-
2001.03	4	8,922	0	1,322,584	0	0	414,488	908,096	6,220,128	5,978,591	△ 18,206	△ 257,743	104.3%	-	-
2002.03	5	10,221	0	1,420,356	0	0	502,082	918,274	7,019,714	7,206,452	△ 18,742	167,996	97.7%	-	-
2003.03	6	10,676	0	1,486,229	0	0	480,382	1,005,847	7,320,212	9,034,033	△ 23,275	1,080,547	87.9%	-	-
2004.03	7	10,915	0	1,540,127	0	0	561,819	978,308	8,800,056	10,227,829	△ 22,873	1,404,900	86.3%	-	-
2005.03	8	11,347	0	1,590,974	0	0	786,282	804,692	9,596,010	11,219,314	△ 25,088	1,588,216	85.7%	-	-
2006.03	9	11,812	0	1,667,093	0	0	771,087	896,006	10,704,239	12,351,771	△ 21,735	1,625,797	86.8%	-	-
2007.03	10	11,286	0	1,608,655	0	0	1,295,495	313,160	11,195,113	12,638,857	△ 26,770	1,416,974	88.8%	-	-
2008.03	11	11,389	0	1,624,874	0	0	926,637	698,237	11,954,319	13,518,525	△ 26,744	1,535,862	88.6%	-	-
2009.03	12	11,812	0	1,659,103	0	0	841,047	818,056	12,826,657	14,717,044	△ 23,300	1,867,087	87.3%	-	-
2010.03	13	12,100	0	1,709,071	0	0	886,645	822,426	13,452,996	16,006,433	212	2,553,225	84.1%	-	-
2011.03	14	12,505	0	1,768,899	0	0	831,258	937,641	14,338,528	17,502,919	9,764	3,174,155	81.9%	-	-
2012.03	15	12,933	0	1,816,965	0	0	992,943	824,022	14,889,691	15,267,433	25,883	303,624	98.0%	-	-
2013.03	16	12,616	0	1,880,496	0	0	1,178,143	702,353	16,210,740	15,635,139	36,011	△ 539,590	103.4%	-	-
2014.03	17	12,947	0	1,941,698	0	0	1,162,859	778,839	17,647,234	16,656,012	13,105	△ 978,116	105.9%	-	-
2015.03	18	14,065	0	2,006,772	0	0	1,188,887	817,885	19,397,752	18,553,280	21,925	△ 812,547	104.4%	5.4%	2.3%
2016.03	19	14,481	0	2,075,645	0	0	1,310,301	765,344	24,630,494	19,726,156	8,603	△ 5,095,644	125.8%	△ 0.5%	2.3%
2017.03	20	14,916	0	2,127,888	0	0	1,512,575	615,313	26,194,637	22,390,703	9,106	△ 3,794,828	116.9%	3.3%	1.8%





(ご参考) 年齢別加入者分布グラフ

基準日 2019年3月31日

年齢	人数(人)	給与(円)	平均給与(円)	平均加入期間	平均年齢	41.3歳	平均加入期間	7.5年	平均給与	211,877円	平均厚生年金期間	8.0年	備註
18	4	652,000	163,000	0.0	*								0.0
19	64	9,951,848	155,498	0.8	*								0.4
20	87	13,701,674	157,491	1.6	*								0.6
21	218	36,507,958	167,468	1.5	*								1.4
22	259	43,817,087	169,178	2.1	*								1.6
23	373	66,491,123	178,260	2.2	*								2.4
24	420	75,354,821	179,416	2.7	*								2.7
25	375	67,894,303	181,051	3.2	*								2.4
26	346	63,610,074	183,844	3.8	*								2.2
27	412	77,600,039	188,350	4.3	*								2.6
28	346	65,946,654	190,597	4.7	*								2.2
29	364	68,589,603	188,433	5.1	*								2.3
30	394	76,002,716	192,900	5.6	*								2.5
31	388	75,561,787	194,747	5.9	*								2.5
32	360	71,201,246	197,781	6.5	*								2.3
33	371	74,458,607	200,697	7.1	*								2.4
34	381	75,893,218	199,195	7.2	*								2.4
35	401	82,438,006	205,581	7.2	*								2.5
36	385	78,709,086	204,439	7.3	*								2.4
37	414	87,693,548	211,820	8.3	*								2.6
38	366	77,146,185	210,782	8.0	*								2.3
39	375	78,120,795	208,322	7.8	*								2.4
40	392	84,466,138	215,472	8.6	*								2.5
41	394	85,426,665	216,819	8.2	*								2.5
42	391	86,464,555	221,137	8.6	*								2.5
43	443	96,992,553	218,945	8.1	*								2.8
44	462	102,827,242	222,570	9.2	*								2.9
45	504	110,601,707	219,448	8.3	*								3.2
46	436	96,470,968	221,264	9.3	*								2.8
47	391	87,499,551	223,784	8.8	*								2.6
48	406	89,121,686	219,512	7.8	*								2.6
49	375	85,012,717	226,701	8.3	*								2.4
50	362	80,697,562	222,921	8.3	*								2.3
51	386	88,724,884	229,857	8.5	*								2.4
52	320	71,653,336	223,917	8.0	*								2.0
53	354	79,166,693	223,635	8.7	*								2.2
54	372	86,170,852	231,642	9.4	*								2.4
55	346	78,785,899	227,705	9.2	*								2.2
56	367	83,490,511	227,495	10.1	*								2.3
57	378	90,074,714	238,293	10.1	*								2.4
58	305	69,897,308	229,139	10.6	*								1.9
59	337	79,592,111	236,178	11.6	*								2.1
60	283	68,139,523	240,776	12.0	*								1.8
61	140	32,443,144	231,737	9.8	*								0.9
62	113	25,034,035	221,540	12.1	*								0.7
63	100	26,249,843	262,498	11.6	*								0.6
64	68	15,497,369	227,902	10.5	*								0.4
65	250	75,163,123	300,652	12.7	*								1.6
合計	15,178	3,342,996,067											

### Ⅲ 年金資産の運用状況について

#### 1. 平成 30 年度運用状況

資産運用については、平成 25 年 3 月より政策アセットミックスを定めている。平成 29 年度からは、国のマイナス金利政策等、本制度の資産運用を取り巻く環境変化が著しい状況において、掛金率及び給付水準の維持による安定的な制度運営を継続的に実施することを目的に「国内債券代替資産（オルタナティブ）」を取り入れている。各配分比率を下表のとおり定めており、運用を委託している三菱 UFJ 信託銀行と三井住友信託銀行は 2 行ともに下表を基準に±7%（その他については±2%）の範囲内で運用している。

政策アセットミックス	国内債券※	国内株式	外国債券	外国株式	その他
	54.0%	15.0%	14.0%	15.0%	2.0%

※うち代替資産等、オルタナティブ運用は 10%以内

#### ● 平成 30 年度末の状況

- 平成 31 年 3 月 31 日現在の信託財産は、時価 28,981,176,384 円で、年間の運用利回りは +1.4%である（修正総合利回り<sup>※14</sup>）。

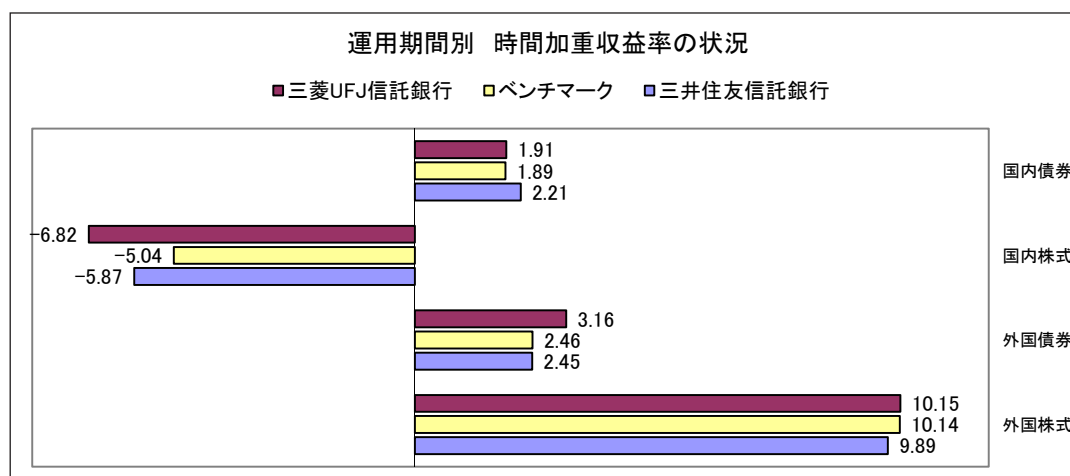
- 時価ベースでの資産の配分状況は、下記のとおりである。

資産	国内債券	代替資産	国内株式	外国債券	外国株式	その他
三菱 UFJ 信託銀行	44.1%	9.0%	14.2%	14.3%	15.6%	2.7%
三井住友信託銀行	43.4%	8.6%	13.9%	16.5%	15.6%	2.0%
資産全体	43.9%	8.9%	14.1%	15.1%	15.6%	2.4%

- 時価ベースでの運用実績の状況は、下記のとおりである。

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他	計	評価損益 <sup>※17</sup> 率	
三菱 UFJ 信託銀行	修正総合利回り	2.04	-5.02	3.07	10.53	-0.03	2.31	14.91%
	時間加重収益率 <sup>※15</sup>	1.91	-6.82	3.16	10.15	-0.03	2.34	
三井住友信託銀行	修正総合利回り	2.23	-6.32	2.52	9.41	-0.03	1.32	19.46%
	時間加重収益率	2.21	-5.87	2.45	9.89	-0.03	1.31	
ベンチマーク <sup>※16</sup>	1.89	-5.04	2.46	10.14	—	—	—	

\*ベンチマーク:国内債券:NOMURA-BPI（総合） 国内株式:TOPIX（配当込み・東証）  
 外国債券:CG 世界国債インデックス 外国株式:MSCI - KOKUSAI インデックス（税引き前）  
 その他:長期プライムローン、有担保コールローン翌日物



- 代替資産の運用実績の状況は、下記のとおりである。

資産	修正総合利回り	時間加重収益率	評価損益率
三菱 UFJ UBS・プラトンファンド	-2.49	-2.49	-0.59%
三井住友 ピクテ・アルファナティクス	-4.79	-4.79	-1.49%



【平成 30 年度の運用状況について】

投資環境・市況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>上期は、好調な米国の景気や企業業績を背景に米国株式市場の上昇・ドル高が進行し、「米国 1 強」の状況となった。下期に入ると、米中貿易摩擦の激化懸念等から一時リスクオフの展開となり、株式市場は大幅に下落した。年明け以降は、FRB が追加利上げや、保有資産の圧縮に関して慎重姿勢を示したことや米中通商協議の進展期待等によりリスクオフ姿勢が和らぎ、再び上昇した。</li> <li>国内長期金利は、日銀総裁による長期金利の変動幅の拡大を容認する発言等を受けて上昇したが、その後は世界的な景気減速懸念等から低下基調で推移し、12 月末にはマイナス圏まで低下した。年度末にかけて、EVV の利上げ見送りや FRB の市場の想定以上のハト派的姿勢への転換等から世界経済の減速懸念が一段と高まったことでさらに低下した。</li> </ul>
資産運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統 4 資産について、国内株式以外はプラスの着地であった。またオルタナティブ資産については昨年度と異なり、マイナスの着地であったが、資産全体を通してプラスの着地となった。</li> <li>昨年度に引き続き、一年を通じて時価が簿価を上回る状況が続いた。3 月末時点での共済資産全体の評価損益率は 17.33% となった。</li> </ul>

2. 令和元年度直近(12 月末)の運用状況

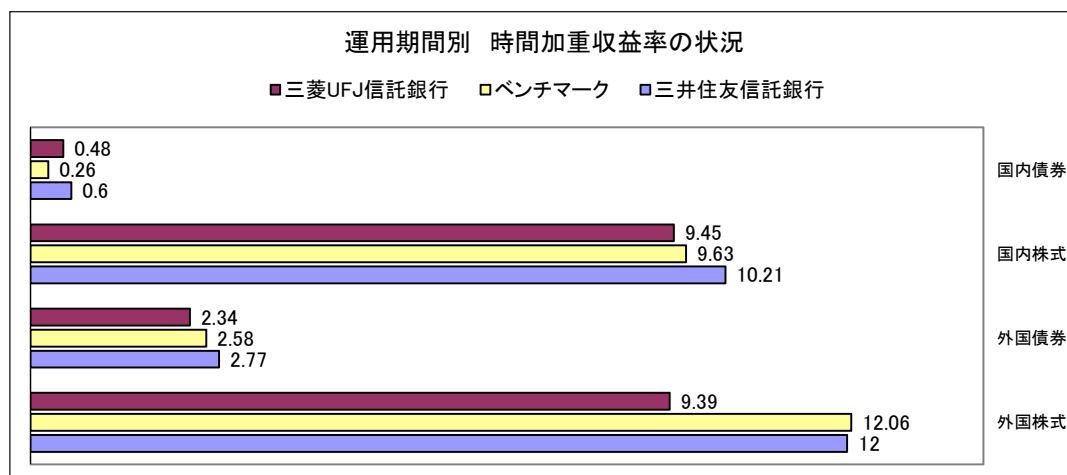
- 令和元年 12 月 31 日現在の信託財産は、時価 30,173,301,505 円である。
- 令和元年 12 月 31 日現在の時価ベースでの資産の配分状況は、下記のとおりである。

資産	国内債券	代替資産	国内株式	外国債券	外国株式	その他
三菱 UFJ 信託銀行	44.2%	9.0%	15.2%	14.9%	15.0%	1.8%
三井住友信託銀行	44.7%	8.4%	14.3%	17.0%	13.9%	1.8%
資産全体	44.4%	8.8%	14.9%	15.6%	14.6%	1.8%

- 時価ベースでの運用実績の状況は、下記のとおりである。

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他	計	評価損益率	
三菱 UFJ 信託銀行	修正総合利回り	0.42	8.06	2.36	8.63	-0.03	3.26	16.53%
	時間加重収益率	0.48	9.45	2.34	9.39	-0.02	3.33	
三井住友信託銀行	修正総合利回り	0.57	9.87	2.75	10.47	-0.02	3.93	19.75%
	時間加重収益率	0.60	10.21	2.77	12.00	-0.02	4.05	
ベンチマーク	0.26	9.63	2.58	12.06	—	—	—	

\*ベンチマーク:国内債券:NOMURA-BPI (総合) 国内株式:TOPIX (配当込み・東証)  
 外国債券:CG 世界国債インデックス 外国株式:MSCI - KOKUSAI インデックス (税引き前)  
 その他:長期プライムローン、有担保コールローン翌日物



代替資産の運用実績の状況は、下記のとおりである。

資産		修正総合利回り	時間加重収益率	評価損益率
三菱 UFJ	UBS・プラトンファンド	3.48	3.48	2.87%
三井住友	ピクテ・アルファナティクス	2.60	2.60	1.08%

【令和元年度（12月末時点）の運用状況について】

投資環境・市況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>内外債券について、国内長期金利は、景気減速を受けたグローバルな金融緩和の広がりや、日銀による追加緩和期待から期半ばにかけて低下した。その後、米中協議再開や、日銀総裁による長期金利の過度な低下を牽制する発言を背景に上昇したが、再び低下している。</li> <li>内外株式は米国による対中関税第4弾の発動発表やそれに伴う円高を嫌気し、期半ばにかけて下落したが、その後に両国が歩み寄りをみせたことや米欧中銀による金融緩和を支えに反発した。</li> </ul>
資産運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1四半期では、内外株式が下落基調であったがその後上昇している。株式が上がっているが、金利も上がっているため、債券がベンチマーク並みの数字となっている。</li> <li>そのような中、金利上昇のヘッジを目的にいたしたオルタナティブ資産が、国内債券のベンチマークを上回る数字となっており、導入の目的を果たしているといえる。</li> <li>12月末時点での評価損益率は資産全体で16.15%、要支給額の充足率も149.1%で推移している。</li> </ul>

（Ⅲに関する参考資料提供）三菱 UFJ 信託銀行、三井住友信託銀行

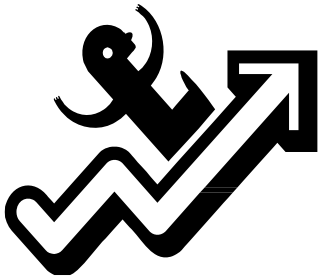
- ※ 本資料に記載している見通し等は、本資料作成時における判断であり、経済環境の変化や相場の変動、税制等の変更等によって内容が変更される場合があります。
- ※ 本資料の提供先ならびに提供先から本資料を受領した第三者に対して、あらゆる直接的または間接的な損害等について賠償責任を負うものではありません。
- ※ 本資料の著作権は兵庫県社会福祉協議会に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

### 参考：資産の構成割合について ～「政策アセットミックス」とは～

退職金の資産運用は、5～10年の中長期的視点で見ると言われています。

「株式の運用は危ないから、債券だけで運用してはどうか」と思われる方もいらっしゃるでしょう。たしかに債券は株式よりも安全な運用商品だと言われています。しかし、一方で市場の状況が好転した局面では、株式でのリターン<sup>※20</sup>が取れないということもあります。

退職金制度の運用の目的は将来の給付に必要な資金を、長期にわたって安定的に確保することです。本共済においても資産を国内外の債券・株式に分散し、運用することによって、中長期的に一定の収益をとることを目指しています。



中長期ベースで策定される全体の資産配分計画を「政策アセットミックス」といいます。運用成果の変動幅の約90%は資産配分で決まるとの研究結果もあり、資産運用において政策アセットミックスの策定と管理は極めて重要です。

本共済においても、「運用基本方針」(36頁)で目標収益をとるための政策アセットミックスを定めて運用しています。この政策アセットミックスは、原則3年毎の見直しを予定し、共済を取り巻く環境に著しい変化があった場合も、必要に応じて見直すこととしています。

また、現実の運営では、短期的な相場見通しに基づいて、機動的に資産配分を変更する必要がある場合もあります。その際も、運用収益を追求するあまり過度にリスクを負わないよう、許容乖離幅を設けていますが、やはり政策アセットミックスを基準とした運営を行うことが重要なのです。



## IV 実施状況

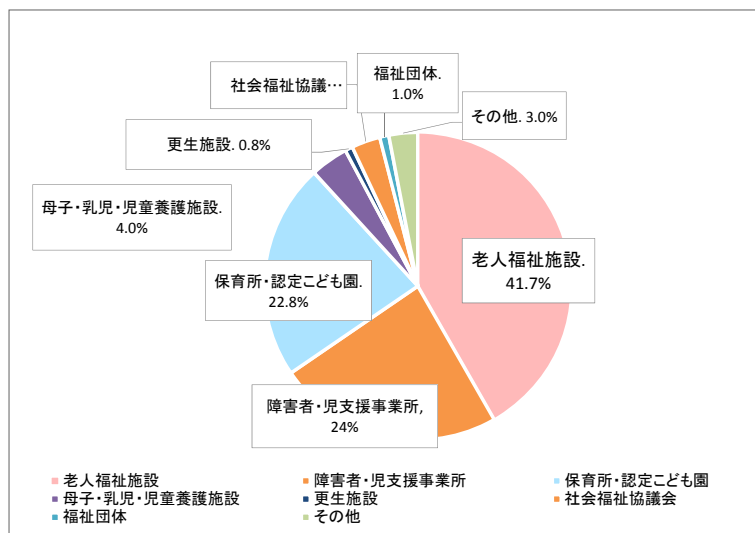
### 1. 加入者数の推移

(1) 施設種別加入状況（令和元年10月31日）

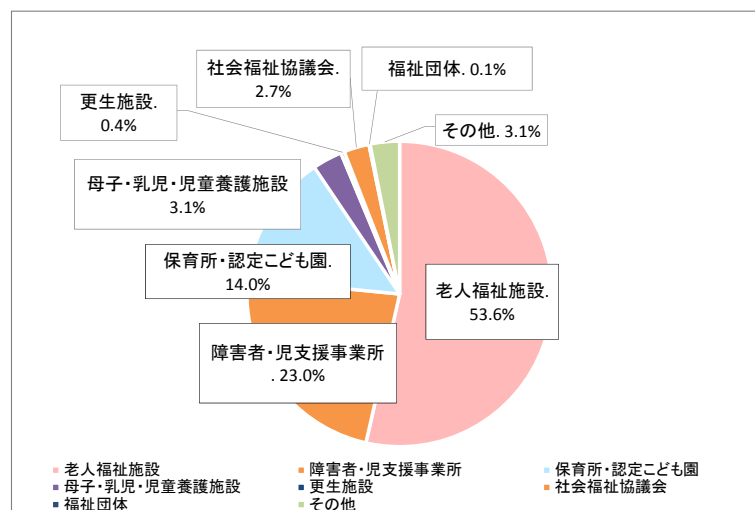
（単位：人）

種別	平成29年度末現在		平成30年度末現在		令和元年10月31日現在			
	施設数	加入者数	施設数	加入者数	施設数	加入者数		
						男	女	総計
老人福祉施設	257	8,461	263	8,516	262	2,858	5,759	8,617
障害者・児支援事業所	148	3,665	147	3,666	149	1,590	2,111	3,701
保育所・認定こども園	138	2,173	142	2,205	143	133	2,122	2,255
母子・乳児・児童養護施設	24	493	24	492	25	110	396	506
更生施設	4	59	5	61	5	19	42	61
社会福祉協議会	19	432	19	435	19	105	325	430
福祉団体	6	17	6	20	6	9	11	20
その他	20	479	19	488	19	186	315	501
計	616	15,779	625	15,883	628	5,010	11,081	16,091

#### ・施設数による割合



#### ・加入者数による割合



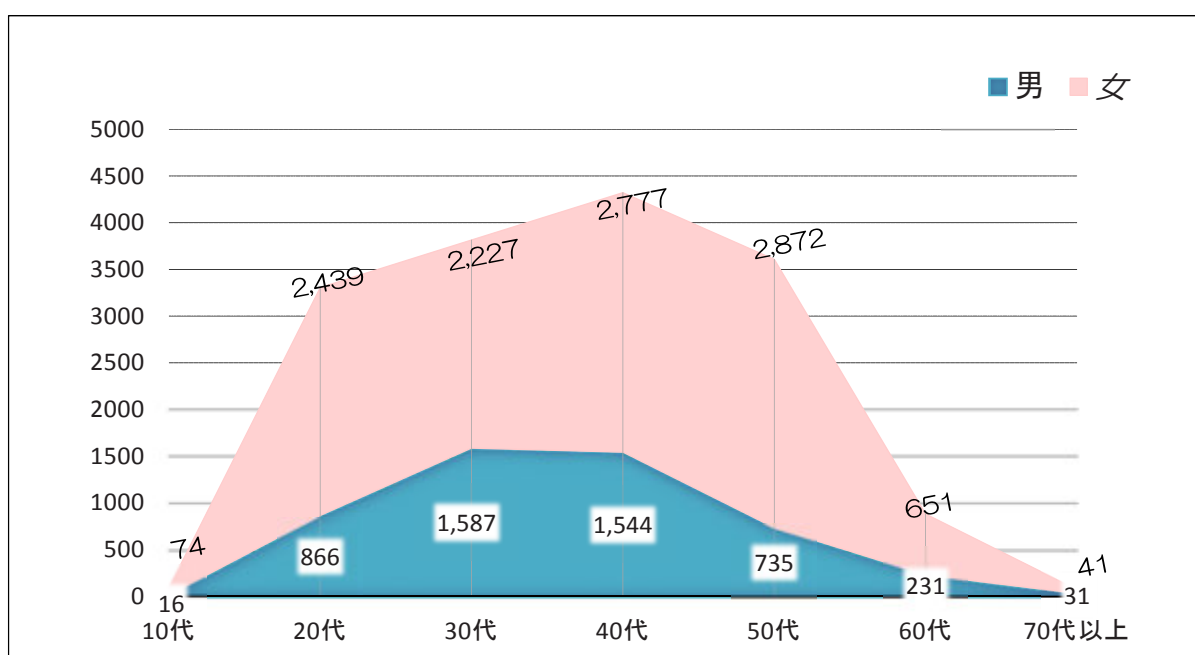
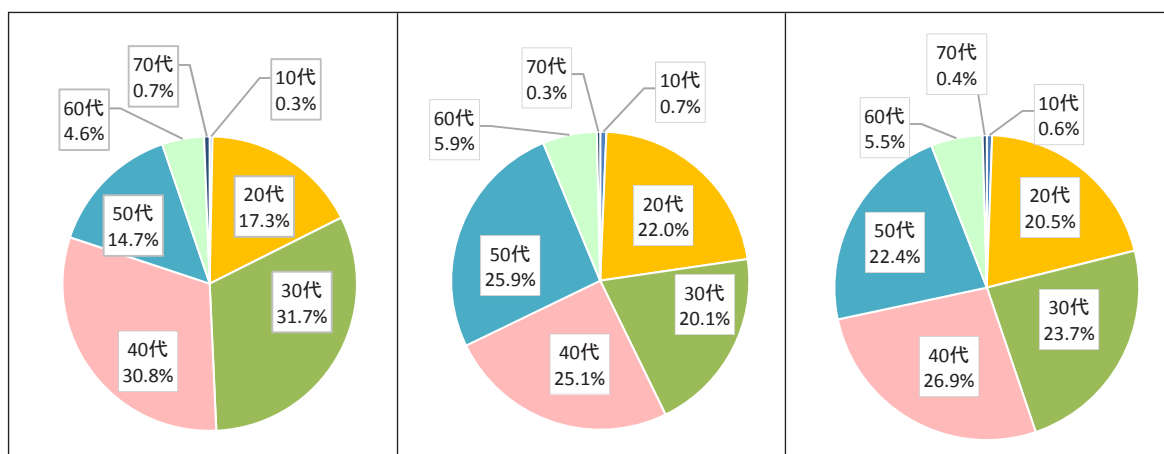
(2) 性別・年代別加入状況（令和元年10月31日現在）

年代	男	女	総計（人数）
10代	16	74	90
20代	866	2439	3,305
30代	1587	2227	3,814
40代	1544	2777	4,321
50代	735	2872	3,607
60代	231	651	882
70代以上	31	41	72
総計	5,010人	11,081人	16,091人

男性

女性

全体



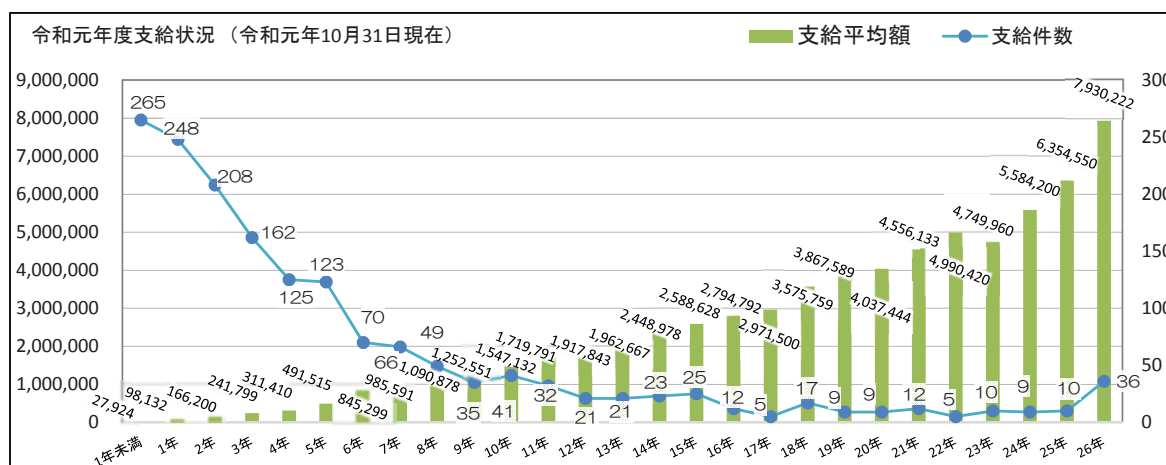
## 2. 退職者と一時金給付の状況

### (1) 令和元年度退職者の動向

	平成 29 年度末		平成 30 年度末		令和元年 10 月 31 日現在	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
退職一時金 (うち懲戒解雇)	1,870 (5)	99.6%	1,982 (0)	99.2%	1,631 (4)	99.0%
遺族一時金	7	0.4%	12	0.6%	5	0.3%
脱退一時金	0	0.0%	3	0.2%	12	0.7%
合計	1,877	100.0%	1,997	100.0%	1,648	100.0%

加入年数	令和元年 10 月 31 日現在				30 年度末現在			
	支給件数	支給合計金額	支給平均額	平均本俸月額	支給件数	支給合計金額	支給平均額	平均本俸月額
1年未満	265	7,399,800	27,924	188,845	405	11,315,100	27,938	182,370
1年	248	24,336,800	98,132	188,886	299	29,434,800	98,444	186,771
2年	208	34,569,700	166,200	185,077	231	38,777,200	167,866	184,825
3年	162	39,171,400	241,799	188,897	203	48,394,800	238,398	183,359
4年	125	38,926,300	311,410	185,113	168	54,034,800	321,635	190,526
5年	123	60,456,400	491,515	195,754	103	48,020,600	466,219	189,704
6年	70	59,170,900	845,299	206,822	103	88,949,100	863,583	204,766
7年	66	65,049,000	985,591	204,743	77	74,576,300	968,523	202,773
8年	49	53,453,000	1,090,878	203,776	48	50,116,300	1,044,089	189,489
9年	35	43,839,300	1,252,551	205,801	54	71,548,900	1,324,979	210,150
10年	41	63,432,400	1,547,132	218,269	46	71,344,100	1,550,958	222,150
11年	32	55,033,300	1,719,791	220,179	33	55,310,400	1,676,072	212,793
12年	21	40,274,700	1,917,843	223,920	27	51,131,600	1,893,762	219,613
13年	21	41,216,000	1,962,667	214,299	29	64,373,500	2,219,775	241,194
14年	23	56,326,500	2,448,978	246,548	16	40,067,400	2,504,212	259,233
15年	25	64,715,700	2,588,628	248,040	9	24,480,800	2,720,088	235,281
16年	12	33,537,500	2,794,792	231,715	13	37,008,400	2,846,800	234,040
17年	5	14,857,500	2,971,500	222,203	14	44,115,400	3,151,100	243,255
18年	17	60,787,900	3,575,759	267,401	9	29,241,400	3,249,044	237,302
19年	9	34,808,300	3,867,589	280,669	12	42,561,400	3,546,783	238,179
20年	9	36,337,000	4,037,444	245,868	11	47,668,500	4,333,500	278,745
21年	12	54,673,600	4,556,133	261,944	16	71,886,500	4,492,906	244,685
22年	5	24,952,100	4,990,420	276,284	3	15,024,500	5,008,166	256,740
23年	10	47,499,600	4,749,960	243,905	13	71,182,000	5,475,538	289,855
24年	9	50,257,800	5,584,200	272,793	16	90,565,100	5,660,318	273,375
25年	10	63,545,500	6,354,550	288,670	39	283,589,400	7,271,523	337,437
26年	36	285,488,000	7,930,222	338,204	-	-	-	-
総計	1,648	1,454,116,000	882,352	231,653	1,997	1,554,718,300	778,527	228,793

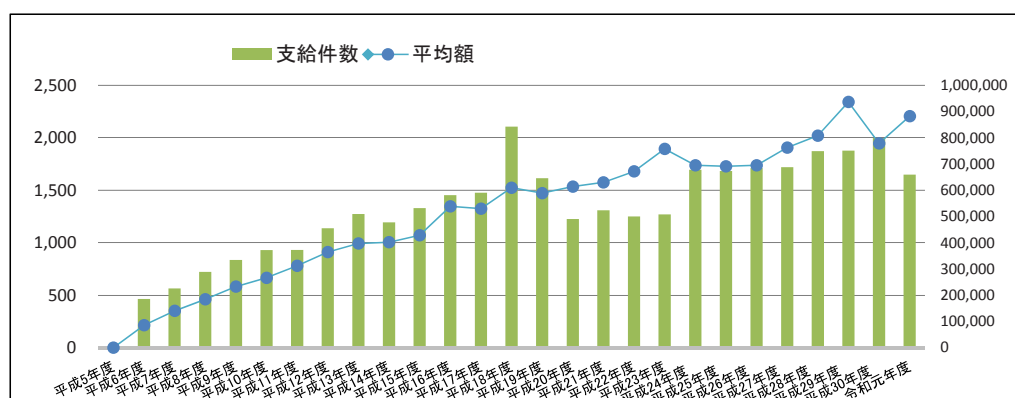
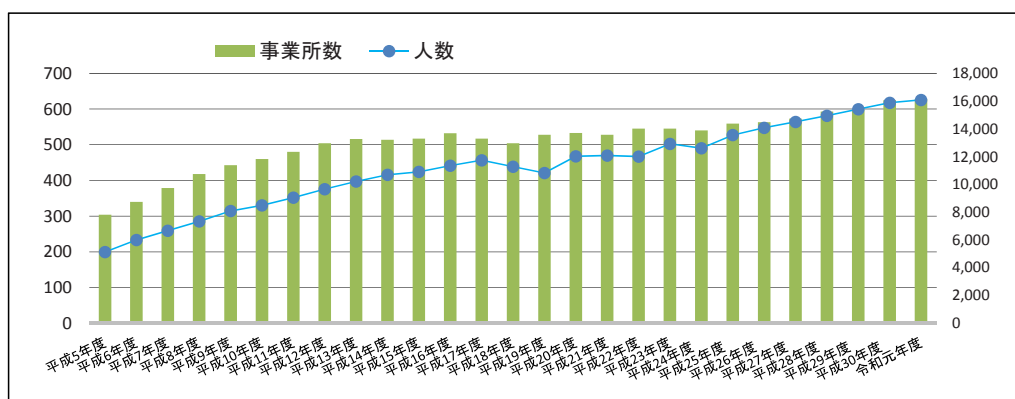
※令和元年 11 月 25 日支給分までを含む



(2)加入職員数・退職者数の動向(令和元年 10月31日現在)

	加入状況			退職一時金支給状況			
	事業所数	人数	前年度比	支給件数	前年度比	平均額	総額
平成5年度	304	5,134	-	-	-	-	-
平成6年度	340	5,999	116.8%	464	-	85,487	39,666,000
平成7年度	379	6,671	111.2%	565	121.8%	140,419	79,337,000
平成8年度	418	7,344	110.1%	722	127.8%	184,386	133,127,000
平成9年度	443	8,088	110.1%	836	115.8%	232,801	194,622,000
平成10年度	460	8,500	105.1%	930	111.2%	266,300	247,659,000
平成11年度	480	9,051	106.5%	932	100.2%	312,167	290,940,000
平成12年度	504	9,658	106.7%	1,138	122.1%	364,225	414,488,000
平成13年度	516	10,213	105.7%	1,273	111.9%	397,123	505,538,000
平成14年度	514	10,696	104.7%	1,195	93.9%	401,913	480,286,000
平成15年度	517	10,913	102.0%	1,329	111.2%	428,442	569,399,000
平成16年度	532	11,358	104.1%	1,453	109.3%	538,414	782,316,000
平成17年度	517	11,743	103.4%	1,476	101.6%	529,516	781,566,000
平成18年度	504	11,284	96.1%	2,106	142.7%	609,258	1,283,097,800
平成19年度	528	10,828	96.0%	1,614	76.6%	588,687	950,140,700
平成20年度	533	12,027	111.1%	1,225	75.9%	613,559	751,609,800
平成21年度	528	12,087	100.5%	1,308	106.8%	629,687	823,630,600
平成22年度	545	12,009	99.4%	1,250	95.6%	671,707	839,633,200
平成23年度	545	12,927	107.6%	1,269	101.5%	757,487	961,251,600
平成24年度	540	12,615	97.6%	1,695	133.6%	695,069	1,178,142,600
平成25年度	559	13,559	107.5%	1,683	99.3%	690,944	1,162,859,400
平成26年度	563	14,082	103.9%	1,711	101.7%	694,847	1,188,882,400
平成27年度	573	14,504	103.0%	1,719	100.5%	762,246	1,310,300,500
平成28年度	593	14,953	103.1%	1,872	108.9%	808,000	1,512,575,300
平成29年度	597	15,419	103.1%	1,877	100.3%	936,360	1,757,547,300
平成30年度	625	15,883	103.0%	1,997	106.4%	778,527	1,554,718,300
令和元年度	628	16,091	101.3%	1,648	82.5%	882,352	1,454,116,000

※令和元年度分の退職一時金は11月25日支給分まで



社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会  
兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済規程

平成5年4月1日施行

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「県社協」という）は、定款第1条の規定により、兵庫県内における民間社会福祉事業に従事する職員の福利増進を図り、社会福祉事業の振興に寄与するために、兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済（以下「共済」という）を運営する。

(事業)

第2条 この共済は、前条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- (1) 共済に加入する職員の退職に際し、その者又はその者の遺族に対し一時金を支給する。
- (2) その他共済の目的達成に必要な事業

第2章 加 入

(加入対象施設)

第3条 共済の加入対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 兵庫県内にある民間社会福祉施設等の代表者で県社協会長が認めたもの
- (2) 兵庫県内にある社会福祉協議会及び福祉団体等の代表者で県社協会長が認めたもの
- (3) 県社協会長の加入承認によって共済契約が締結されたものとし、共済契約者となった代表者を事業主という。
- (4) 事業主は、共済への加入により、掛金を県社協に預託し、預託された総資産のうちから給付を行う権限を委任することに了承したものとする。

(加入対象職員)

第4条 共済の加入対象職員は、前条の民間社会福祉施設、社会福祉協議会並びに福祉団体等（以下「施設等」という）に常時勤務する職員で、就業規則、労働協約等により、共済の受益者とされたものとする。

(加入通知)

第5条 この共済に加入しようとする者は、事業主へ申込み、事業主は県

社協会長へその旨を通知するものとする。

- 2 加入通知は、各施設等を単位とし、加入対象職員の全員加入を原則とする。

(加入の確認)

第6条 県社協会長は、事業主より加入通知を受けた後、加入を確認した旨を事業主に通知するものとする。

- 2 加入確認が通知された場合は、事業主は、速やかに加入対象職員にその旨を通知しなければならない。
- 3 加入した対象職員を加入職員という。

### 第3章 掛 金

(掛金の額)

第7条 掛金は、事業主及び加入職員が各々次の各号に掲げる額を負担する。

- (1) 事業主 毎月1日在籍加入職員の本俸月額 $\times$ 1,000分の29
- (2) 加入職員 毎月1日在籍加入職員の本俸月額 $\times$ 1,000分の29

(掛金の基礎となる額)

第8条 掛金の基礎となる額は、各施設等の給与規程により基本格付けされた当該年度4月1日現在における加入職員の本俸月額とする。ただし、特殊業務手当が支給されている者については、特殊業務手当の額を合算した額を本俸月額とする。

- 2 当該年度4月1日以降、新たに加入した者の掛金基礎月額は、加入した月の本俸月額とする。
- 3 日額を受ける者にあつては、21日分をもって月額とする。

(掛金の納付)

第9条 事業主は、加入承認日の属する月から掛金をとりまとめて納付しなければならない。

- 2 加入職員が休職する場合、掛金を中断することができる。

(掛金の納付期限)

第10条 掛金の納付期限は請求のあった月の翌月の末日とし、事業主は納付期限までに指定口座に納付しなければならない。

- 2 前項の納付期限までに納付されなかった場合、県社協会長は事業主に対して、督促通知を行う。
- 3 第1項の納付期限を経過してもなお掛金が納付されない場合は、別に定める割合で延滞金を徴収する。
- 4 第1項の納付期限から6カ月を経過しても掛金の納付がない場合は、加入を取り消すものとする。

(掛金の不返還)



第 11 条 納入済みの掛金は、原則として返還しない。

## 第 4 章 給付金

### 第 1 節 通 則

(給付金の種類)

第 12 条 この共済の給付金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退職一時金
- (2) 遺族一時金
- (3) 脱退一時金

(給付金の請求)

第 13 条 給付を受けようとする者（以下「受給権者」という）は、事業主を通して別に定める請求書を県社協会長に提出しなければならない。

2 受給権者が加入職員の遺族であるときは、前項の請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 加入職員の死亡を証明する書類
- (2) 死亡した加入職員と遺族との関係を証明する書類

3 前項の規定による遺族の範囲及び順位については、社会福祉施設職員等退職手当共済法第 10 条を準用する。

(給付金の支給)

第 14 条 県社協会長は、前条による請求書を受理したとき、これを審査し速やかに給付金を支給しなければならない。

2 受給権者が次の各号の一に該当する場合には、事業主の意見を聴き、給付金の支給を一時停止することができる。

- (1) 懲戒解雇またはそれに準ずる処分により退職したとき
- (2) 犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職したとき

3 前項の規定を適用する場合は、事業主はその事実を証する書類を提出しなければならない。

(加入期間)

第 15 条 給付金算定の基礎となる加入期間は、加入した月から退職月までの月数とし、かつ掛金を納付した期間とする。

2 加入職員が退職した場合でも、給付金の支給を受けずに退職し、その日から 5 年以内に他の加入施設の職員となったときは、加入期間は通算されるものとする。

3 加入職員が休職等の理由により事業主から給与の支給を受けなくなった場合においても、退職の事実が発生するまでは加入職員としての規定を適用する。

4 第 2 項及び第 3 項の規定を適用する場合、掛金を納付しなかった期間については、加入期間に算入しない。

(支給の制限)

第 16 条 県社協会長は、事業主または受給権者が次の各号の一に該当する場合には、支給の全部若しくは一部を行わず、またはすでに給付等を行った者については、これを返還させることができる。

(1) 虚偽または不正にもとづく給付金請求または受領が明らかになったとき

(2) その他、県社協会長が認めたとき

2 前項の規定を適用する場合は、県社協会長は運営委員会の意見を聴かなければならない。

#### 第 2 節 退職一時金

(支給要件)

第 17 条 退職一時金は、加入職員が退職した場合に支給する。

(退職一時金の額)

第 18 条 退職一時金の額は、加入期間に応じ、次の定めるところにより計算される金額とする。

加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率（別表 1）

#### 第 3 節 遺族一時金

(支給要件)

第 19 条 遺族一時金は、加入職員が死亡した場合にその遺族に支給する。

(遺族一時金の額)

第 20 条 遺族一時金の額は、次に定めるところにより計算された金額とする。

加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率（別表 1）

#### 第 4 節 脱退一時金

(支給要件)

第 21 条 脱退一時金は、事業主が経営する施設等に所属する加入職員が、共済契約の解除を事由に一括して脱退するときに支給する。

(脱退一時金の額)

第 22 条 脱退一時金の額は、次の定めるところにより計算される金額とする。

加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率（別表 1）×70%

2 第 1 項の規定を適用し計算された額が、加入職員その者が納付した掛金累計額を下回るときは、掛金累計相当額を給付する。

### 第 5 章 事業の運営

(運営委員会)

第 23 条 共済事業の適正な運営を期するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、共済の運営に関する意見を県社協会長に具申することができる。

(委員会の組織)

第 24 条 委員会は、10 名以内で組織する。

2 委員は、次の中から県社協会長が委嘱する。

(1) 民間社会福祉施設関係者

(2) 福祉団体関係者

(3) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第 25 条 委員会には委員長及び副委員長各 1 名をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表するとともに委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

5 委員会は、県社協会長が招集する。

6 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営資金)

第 26 条 この共済の運営資金は、次の各号に掲げる財源をもってあてる。

(1) 掛金

(2) 掛金から生じる果実

(3) その他の収入

(財産の分別管理)

第 27 条 県社協会長は、事業主から預託された資産と、その他の資産を区別して管理しなければならない。

(債務の範囲)

第 28 条 県社協が本共済契約に基づき、負担する債務については、事業主から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

(年金信託契約の締結)

第 29 条 この共済の安全かつ円滑な運営を期するため、信託銀行と年金信託契約を締結する。

(運用方針の策定)

第 30 条 前条の年金信託契約に基づく信託財産の運用にあたり、県社協は運用方針を定め、信託銀行は、運用方針を遵守し年金資産の運用、管

理を行うこととする。

(事業主の同意)

第 31 条 県社協は、次の各号に掲げる場合、事業主総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

- (1) 第 29 条に定める年金信託契約を変更するとき
- (2) 第 30 条に定める年金信託契約に基づく信託財産の運用方針を変更するとき
- (3) 第 41 条に定める規程の改廃を行うとき

2 県社協は、前項に定める事業主の同意を得る場合は、その改正案を事業主に提案しなければならない。

3 事業主は、前項の提案を受理したときは、意向連絡書を作成し県社協に提出しなければならない。

(会計)

第 32 条 共済事業の会計は、他の事業と区分して処理する。

(財政の再計算)

第 33 条 この共済事業が将来も財政の均衡が保てるように財政の再検討を行うものとし、必要あると認めたときは適正な修正を行うものとする。

(積立水準の回復計画)

第 34 条 財政再計算により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は、事業主にすみやかに開示しなければならない。

## 第 6 章 雑 則

(届出義務)

第 35 条 事業主は、別に定める変更事由が生じたときは、速やかに届出を提出しなければならない。

(端数計算)

第 36 条 掛金に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 給付金に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(受給権の処分停止)

第 37 条 この規程による給付を受ける権利を譲渡し、または担保に供することはできない。

(時効)

第 38 条 この共済による給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 5 年間を経過したときは、時効によって消滅する。

(審査の請求)

第 39 条 共済の事業に関する処置について、不服のある事業主または加入職員または受給権者は、県社協会長に対し、文書をもって審査の請求をすることができる。

2 県社協会長は、前項の規定による審査の請求があったときは、速やかに委員会を開催し、裁決しなければならない。

(信託財産の帰属)

第 40 条 県社協会長は、この共済を廃止したときは、廃止日における加入職員に対し、第 7 条第 2 項により負担した各自の掛金合計額を限度とし、その割合に応じて信託財産を分配する。

2 前項により分配を行ったのち、なお残額があるときは、加入職員に対して、この共済を廃止した月に退職したものとして計算した現価に、自己負担部分以外の部分の割合を乗じて得た金額を差しひいた残りの金額の割合に応じて分配する。

(規程の改廃)

第 41 条 県社協はこの規程を改廃するときは、理事会の議決をもって行わなければならない。

2 県社協は理事会への上程にあたり、規程の改正案を事業主に提案し、4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(細 則)

第 42 条 この規程の実施細目については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 3 月 29 日より施行し、平成 6 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

退職一時金算定乗率表

月数 年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0		0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1	0.558	0.559	0.560	0.560	0.561	0.562	0.563	0.563	0.564	0.565	0.566	0.566
2	0.567	0.568	0.568	0.569	0.570	0.570	0.571	0.572	0.572	0.573	0.574	0.574
3	0.575	0.576	0.577	0.577	0.578	0.579	0.580	0.580	0.581	0.582	0.583	0.583
4	0.584	0.585	0.586	0.586	0.587	0.588	0.589	0.589	0.590	0.591	0.592	0.592
5	0.593	0.626	0.658	0.691	0.723	0.756	0.789	0.821	0.854	0.886	0.919	0.951
6	0.984	0.985	0.987	0.988	0.989	0.990	0.992	0.993	0.994	0.995	0.997	0.998
7	0.999	1.000	1.002	1.003	1.004	1.005	1.007	1.008	1.009	1.010	1.012	1.013
8	1.014	1.015	1.017	1.018	1.019	1.020	1.022	1.023	1.024	1.025	1.027	1.028
9	1.029	1.030	1.032	1.033	1.034	1.035	1.037	1.038	1.039	1.040	1.042	1.043
10	1.044	1.048	1.052	1.056	1.059	1.063	1.067	1.071	1.075	1.079	1.082	1.086
11	1.090	1.091	1.093	1.094	1.095	1.097	1.098	1.099	1.101	1.102	1.103	1.105
12	1.106	1.107	1.109	1.110	1.112	1.113	1.115	1.116	1.117	1.119	1.120	1.122
13	1.123	1.124	1.126	1.127	1.128	1.130	1.131	1.132	1.134	1.135	1.136	1.138
14	1.139	1.140	1.142	1.143	1.145	1.146	1.148	1.149	1.150	1.152	1.153	1.155
15	1.156	1.160	1.164	1.169	1.173	1.177	1.181	1.185	1.189	1.194	1.198	1.202
16	1.206	1.208	1.209	1.211	1.212	1.214	1.215	1.217	1.218	1.220	1.221	1.223
17	1.224	1.226	1.227	1.229	1.230	1.232	1.233	1.235	1.236	1.238	1.239	1.241
18	1.242	1.244	1.245	1.247	1.248	1.250	1.252	1.253	1.255	1.256	1.258	1.259
19	1.261	1.263	1.264	1.266	1.267	1.269	1.271	1.272	1.274	1.275	1.277	1.278
20	1.280	1.287	1.295	1.302	1.309	1.316	1.324	1.331	1.338	1.345	1.353	1.360
21	1.367	1.369	1.371	1.372	1.374	1.376	1.378	1.379	1.381	1.383	1.385	1.386
22	1.388	1.390	1.391	1.393	1.395	1.396	1.398	1.400	1.401	1.403	1.405	1.406
23	1.408	1.410	1.412	1.414	1.415	1.417	1.419	1.421	1.423	1.425	1.426	1.428
24	1.430	1.432	1.434	1.435	1.437	1.439	1.441	1.442	1.444	1.446	1.448	1.449
25	1.451	1.453	1.455	1.457	1.458	1.460	1.462	1.464	1.466	1.468	1.469	1.471
26	1.473	1.475	1.477	1.479	1.480	1.482	1.484	1.486	1.488	1.490	1.491	1.493
27	1.495	1.497	1.499	1.501	1.502	1.504	1.506	1.508	1.510	1.512	1.513	1.515
28	1.517	1.519	1.521	1.523	1.525	1.527	1.529	1.530	1.532	1.534	1.536	1.538
29	1.540	1.542	1.544	1.546	1.548	1.550	1.552	1.553	1.555	1.557	1.559	1.561
30	1.563	1.565	1.567	1.569	1.571	1.573	1.575	1.577	1.579	1.581	1.583	1.585
31	1.587	1.589	1.591	1.593	1.595	1.597	1.599	1.600	1.602	1.604	1.606	1.608
32	1.610	1.612	1.614	1.616	1.618	1.620	1.622	1.624	1.626	1.628	1.630	1.632
33	1.634	1.636	1.638	1.640	1.642	1.644	1.647	1.649	1.651	1.653	1.655	1.657
34	1.659	1.661	1.663	1.665	1.667	1.669	1.672	1.674	1.676	1.678	1.680	1.682
35	1.684	1.686	1.688	1.690	1.692	1.694	1.697	1.699	1.701	1.703	1.705	1.707
36	1.709	1.711	1.713	1.716	1.718	1.720	1.722	1.724	1.726	1.729	1.731	1.733
37	1.735	1.737	1.739	1.742	1.744	1.746	1.748	1.750	1.752	1.755	1.757	1.759
38	1.761	1.763	1.765	1.768	1.770	1.772	1.774	1.776	1.778	1.781	1.783	1.785
39	1.787	1.789	1.792	1.794	1.796	1.798	1.801	1.803	1.805	1.807	1.810	1.812
40	1.814	1.816	1.819	1.821	1.823	1.825	1.828	1.830	1.832	1.834	1.837	1.839
41	1.841	1.843	1.846	1.848	1.850	1.853	1.855	1.857	1.860	1.862	1.864	1.867
42	1.869	1.871	1.874	1.876	1.878	1.881	1.883	1.885	1.888	1.890	1.892	1.895
43	1.897	1.899	1.902	1.904	1.906	1.909	1.911	1.914	1.916	1.918	1.921	1.923
44	1.925	1.928	1.930	1.933	1.935	1.937	1.940	1.942	1.945	1.947	1.949	1.952
45	1.954											

**社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会**  
**兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済施行細則**

平成 5 年 4 月 1 日施行

(目 的)

第 1 条 この細則は、兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定め、共済制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(加入通知)

第 2 条 加入通知は、事業主が「事業主加入申込書」（様式第 1 号）により、施設単位で職員の加入通知事項を「職員名簿」にとりまとめて（様式第 1 号の 2）行う。「事業主加入申込書」にある「施設コード」、及び「職員名簿」にある「職種コード」とは（別表 1）のとおりである。

第 3 条 事業主は加入済みで、施設等を新設した場合も前条と同様の加入通知を行う。

第 4 条 対象職員が新たに加入するときは、「職員加入届」（様式第 2 号）により加入通知を行う。

(掛金の納付)

第 5 条 事業主は、兵庫県社会福祉協議会が毎月送付する「掛金請求書」により、事業主掛金及び加入職員掛金をとりまとめて、施設毎に月末までに所定の払込み用紙により納付する。

第 6 条 毎月の掛金納付対象職員は、当該月 1 日現在加入職員とする。ただし、掛金中断中の加入職員は除く。

第 7 条 掛金納付時の振込み手数料は、事業主が負担する。

第 8 条 掛金の督促納付期限を経過してもなお掛金が納付されない場合は、掛金の額つき年 12%の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

(掛金の中断)

第 9 条 加入職員が休業・休職等の理由により掛金を中断するときは、「加入者異動・変更届」（様式第 5 号）により届出るものとする。

(掛金の復活)

第 10 条 加入職員が復職等の理由により、再び掛金を納付するときは、「加入者異動・変更届」（様式第 5 号）により届出るものとする。

(退職届)

第 11 条 加入職員が退職したときは、「職員退会届・一時金請求書」（様式第 3 号）により届出るものとする。



(退職給付金の請求)

第 12 条 規程第 13 条により給付を受けようとする受給権者は、「職員退  
会届・一時金請求書」(様式第 3 号)に署名捺印の上、事業主に提出す  
るものとする。

第 13 条 規程第 13 条第 3 項にいう社会福祉施設職員等退職手当共済法第  
10 条とは、次のとおりである。

1 退職給付金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関  
係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で受給権者の死亡の当時主とし  
てその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、受給権者の死亡の当時主としてその収入に  
よって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 退職給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、  
同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定す  
る順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順  
序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母  
の養父母、実父母の実父母の順序による。

3 前項の規定により退職給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人  
以上あるときは、退職給付金は、その人数によって等分して支給する。

(諸 届)

第 14 条 加入職員または事業主において、次に定める変更事由が生じた  
ときは、次の届出を提出するものとする。

(1) 当該年度 4 月 1 日現在における加入職員の本俸月額等は「本俸月額  
変更届」(様式第 4 号)を提出する。

(2) 加入職員が、他の事業主が経営する加入施設・団体等に異動し、継  
続加入を希望するとき、又は、同一法人(事業主)内で配置替したと  
きは「加入者異動・変更届」(様式第 5 号)を提出する。

(3) 加入職員が、氏名を変更したときは「加入者異動・変更届」(様式  
第 5 号)を提出する。

(4) 事業主が氏名等を変更したときは「事業主氏名等変更届」(様式第  
6 号)を提出する。

(5) 加入施設・団体等が休・廃止、経営移管となったときは「施設の  
休・廃止等届」(様式第 7 号)を提出する。

(6) 事業主が、本共済を脱退するときは「脱退届」(様式第 8 号)を提  
出する。

(実施細則)

第 15 条 規程及びこの細則の施行について必要な事項で、規程及び細則

に定めがないものについては、県社協会長が別にこれを定める。

附 則

この細則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

## 別表 1

## コ ー ド 表

施 設 コ ー ド	番 号
老人福祉施設	01
障害者・児支援事業所	02
保育所	04
母子生活支援施設・乳児院・児童養護施設	05
更生施設・更生保護会	06
社会福祉協議会	07
福祉団体	08
その他	09

職 種 コ ー ド	番 号
施設長	01
指導員・相談員・支援員	02
保育士	03
介護職員	04
医師	05
看護師	06
訓練指導員	07
栄養士	08
調理員	09
事務員	10
介助員	11
ホームヘルパー	12
施設職員でその他の職員	13
社協職員	14
福祉団体職員	15
法外施設職員等	16
介護支援専門員	17

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会  
兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済運用基本方針

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「県社協」という）は、兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済（以下「共済」という）における給付等積立金（以下「年金資産」という）の運用にあたり以下の基本方針を定める。県社協から年金資産の運用や管理を委託された運用受託機関は、本基本方針の規定を遵守し資産の運用、管理を行うこととする。

（運用目的）

- 1 県社協は、「兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済規程」に規定した給付金等（以下「給付費等」という）の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することとする。

（運用目標）

- 2 目標とする収益率は、将来にわたって健全な制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には財政上の予定利率を上回るものとする。

また、運用資産ごとに市場収益率（以下「ベンチマーク」という）を長期的に上回るとともに、各運用受託機関においては、運用資産ごとのベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることを運用目標とする。

（資産構成）

- 3 前述の運用目標を達成するために、政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）を定め（「別紙」参照）、これに基づいた資産構成割合を維持するよう努める。この政策アセットミックスは、ALM分析等の結果を踏まえて、制度の成熟度等を勘案し、長期的観点から策定する。なお、この政策アセットミックスは原則 3 年程度の期間毎に見直しを行うが、共済を取り巻く環境の著しい変化があった場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

（運用にあたっての留意事項）

（リスク管理）

4—（1）

県社協は、運用目標を達成するために策定した政策アセットミックスに則し、想定したリスクのもとでリターンを極大化するために、リスク管理に係る以下項目等に十分配慮することとする。

- ・政策アセットミックスを策定する際に、投資対象を選定し、その期待収益率<sup>※21</sup>や収益率のリスク、また各投資対象の収益率の相関係数を考慮すること。

- ・ 合同運用を行う場合は、投資対象とする資産の運用スタイル<sup>※22</sup>（ベンチマーク、投資対象、リスクコントロールの目標、リバランス<sup>※23</sup>等）について、県社協が想定するスタイルと合致しているかを判別すること。
- ・ 金融商品販売法<sup>※24</sup>に基づいて、新たに投資対象として追加する資産のリスクについて受託運用機関等からも説明を受け、リスクの内容ならびに所在について認識をすること。

（運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価）

#### 4－（2）

①前述の政策アセットミックスに基づき、投資対象資産区分ごとに可能な範囲で運用スタイル・手法の分散を勘案し、最適な運用受託機関を選任する。なお、運用受託機関の選任にあたっては、当該運用受託機関の下記項目等を十分に検討するものとする。

- ・ 経営理念、経営内容および社会的評価
- ・ 退職金、制度に対する理解と関心
- ・ 運用方針および運用スタイル・手法
- ・ 情報収集体制や意思決定プロセス等運用管理体制
- ・ 法令遵守体制
- ・ 運用担当者の能力・経験実績等
- ・ 運用における経験と実績
- ・ 過去の運用実績（パフォーマンス）

②運用受託機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等の年金資産の管理に関する報告書、並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ<sup>※25</sup>状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書を原則として四半期ごとに求める。また、必要に応じて県社協とのミーティングを行うことを求める。

③運用受託機関の評価は、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価で行う。なお、評価期間は原則として3～5年とするが、運用成績が著しく不良である場合や当該運用受託機関に委任することが社会的に著しく不相当と認められる場合等は、この限りではない。

#### ○定量的評価

- ・ 運用資産ごとの評価  
各資産ごとの時間加重収益率とベンチマークを比較することにより行う。
- ・ 資産全体の評価  
資産全体の時間加重収益率と複合ベンチマークを比較することにより行う。
- ・ 運用受託機関相互の比較評価  
資産ごとの時間加重収益率および資産全体の時間加重収益率につき、比較対象として適当な運用機関ごとに比較することにより行う。



なお、各運用資産ごとのベンチマークは次の指標を用いることとする。

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| ・国内債券  | NOMURA-BPI（総合）              |
| ・国内株式  | TOPIX（配当込み）                 |
| ・外貨建債券 | シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算） |
| ・外貨建株式 | MSCI（KOKUSAI、円換算・配当再投資）     |
| ・短期資産  | コール・ローン（翌日物、有担保）            |

#### ○定性的評価

各運用受託機関の組織、運用哲学、運用プロセス、リスク管理、運用能力等につき検討・評価を行う。また、運用実績の報告書やミーティングを通じてディスクロージャー等に関しても評価を行う。

（運用業務に関し遵守すべき事項）

#### 4-（3）

資産の運用に当たって、次の事項を遵守するものとする。

#### ○各運用資産の共通事項

- ・ 運用上のリスク管理の観点から、十分な分散投資を行うこと。
- ・ 合同運用ファンドでの運用を行う場合は、運用対象および運用スタイルが明確なファンドのみを対象とする。
- ・ 各運用資産ともフルインベストメント<sup>※26</sup>を心がけ、余裕資金は必要最小限とすること。また、余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行う。
- ・ 有価証券の運用にあたっては、高い売買回転率による取引コストの増大によって、収益率をかえって低くするようなことは避けること。

#### ○国内債券

- ・ 投資対象は円建債券とし、債券の格付、クーポン<sup>※27</sup>、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

#### ○国内株式

- ・ 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ・ 買い占め等の仕手<sup>※28</sup>戦には参加しないこと。
- ・ 信用取引<sup>※29</sup>は行わないこと。

#### ○外貨建債券

- ・ 投資対象市場リスク<sup>※30</sup>および為替リスク<sup>※31</sup>について十分調査した上で、投資対

象国及び通貨を選定すること。

- ・ 投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、発行者等につき適切な分散化を図ること。

#### ○外貨建株式

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ・ 投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。

#### ○貸付金

- ・ 貸付を行うにあたっては、貸付先の信用リスク<sup>※32</sup>、金利、償還日等の貸付条件について十分な調査、分析を行った上で行うこと。

(その他)

- 5 当基本方針は、県社協が実施する退職共済の状況、取巻く制度や環境の変化に応じて変更する場合がある。その場合、変更内容は共済契約者の同意のもと、県社協理事会の承認を受けるとともに、各運用受託機関に対しては文書をもって通知する。

また、当基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上これを行うこととし、基本方針について、受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

#### 附則

この基本方針は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附則

この基本方針は、平成 25 年 3 月 1 日から適用する。

#### 附則

この基本方針は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

( 別紙 )

資産分類	基本配分比率 中心値 (%)	基本配分からの 乖離の上下限
国内債券	54 うち代替資産等、オルタ ナティブ運用は10%以内	± 7
国内株式	15	± 7
外貨建債券	14	± 7
外貨建株式	15	± 7
その他資産	2	± 2
合計	100	-

※国内債券代替資産（オルタナティブ）運用については別に定める。

## 参考・共済制度関係用語集

「兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度実施状況について」では、みなさまから預託された掛金をふたつの信託銀行で資産運用されているため、独特の用語がでてまいります。

つきましては、本冊子に登場する主な用語（本文中では「※1」等と表記）を下記にまとめましたので、ご参照ください。

ページ	No	用語	意味
1	1	信託財産	運用されている資産。 「年金信託財政に関する報告書」は信託財産の運用状況を報告するもの。
1	2	時価	市場で成立している市場価格。
-	3	簿価	帳簿価額の略語。取得価格のこと。
2	4	年金資産	信託財産に、掛金や給付債務等を加えた資産全体をさす。 「年金財政に関する報告書」は、信託財産に当該年度間の財政状況の推移の把握・評価と、当該年度末における給付債務と年金資産の数理的把握・評価を行い、年金財政の健全性を検証するもの。
2	5	予定利率	年金数理計算で使用される計算基礎率の1つ。将来の給付額を現在価値に換算する割引率の意味と、資産運用で期待される収益率の意味を持つ。 年金資産からの運用利回りを見込んで将来の給付に必要な掛金額を算定するため、予定利率の設定は重要である。運用利回りは、その時々々の経済状況で変動し、特に年金制度においては長期間見込まなければならないため、その設定には慎重を要する。
3	6	利差	予定利率と実際の利回りの差である。 <p style="text-align: center;"> <b>予定利率 &lt; 実利回り ⇒ 利差益が生じる</b>（過去勤務債務の減少要因）  <b>予定利率 &gt; 実利回り ⇒ 利差損が生じる</b>（過去勤務債務の増加要因）         </p> あらかじめ設定した目標利回り（予定利率）を達成すべく資産運用を行っているが、低金利や株価の下落などのため、実績運用収益が予定運用収益を下回る場合は、利差損が発生することになる。
5	7	ALM分析 (Asset-Liability Management)	米国の金融機関において、資産・負債の両面を総合的に管理する手段として発達した、主に金利変動のミスマッチを遁滅することにより期間収益の安定化を図る目的で発展してきたリスク管理手法。
5	8	オルタナティブ（投資）	株式や債券など伝統的な金融資産に代わりうる投資対象資産への投資又はデリバティブ等伝統的投資手法以外の手法を用いる投資。ヘッジファンドやプライベートエクイティのほか、金や石油などの商品や不動産等の実物資産が典型的な例であり、一般に、流動性に欠ける一方、他資産との相関の低さやハイリターンが期待できるなどの特徴がある。
6	9	普通預金等	共済加入団体から預かった掛金収入で、県社協の普通預金にあるもの。
6	10	未収掛金	諸事情で3月末までに掛金として収入できなかったもの。

ページ	No	用語	意味
6	11	過去勤務債務と 剰余金	決算日に責任準備金等の留保すべき額と実際の年金資産を対比させ、 <b>責任準備金等の留保すべき額 &gt; 年金資産 ⇒ 過去勤務債務</b> <b>責任準備金等の留保すべき額 &lt; 年金資産 ⇒ 剰余金</b> として計上される。計上される額は下記のとおり。 <b>過去勤務債務 = 留保すべき額 - 年金資産</b> <b>剰余金 = 年金資産 - 留保すべき額</b>
6	12	責任準備金	中長期的な将来の給付を賄うために、計算基準日（今回は平成 27 年 3 月 31 日）に留保しておかなければならない金額。計算基準日時点で将来支払うこととなる給付の予想額から、掛金等による収入額の予想額を控除して得られる額をいう。 責任準備金は年金財政の健全性をはかる指標として重要なものであり、責任準備金に対する年金資産の積立の程度で年金財政の健全性が検証されるが、将来に向けて必要であるという性格上、必ずしも 100%を超えていなければその制度が健全でないとは判断されない。
7	13	リスク	収益が予測できない、不確実だ、バラつくということ。 リスクが大きいとは、リターンの振れが大きいということであり、リスクが小さいとは、リターンの振れが小さいということである。
16	14	修正総合利回り	年金資産の運用成果を評価する評価基準の一つ。時価ベースの収益率。
16	15	時間加重収益率	運用機関の意思によってコントロールできない運用期間中のキャッシュ・フロー（事業主（法人）及び基金の掛金や給付による資金の増減が典型）の影響を排除して、運用機関の運用能力を評価するのに適した投資収益率の計算方法。 資産運用による投資収益率を、有価証券の利子・配当と有価証券の価格変動に伴う利益の増減の合計に加え、保有資産の時価評価による含み損益も考慮し、評価期間中の資金の出入りによる影響を取り除いて算出する方法。
16	16	ベンチマーク	運用成果の評価を行う際に、ポートフォリオの収益率と対比すべき基準として用いられる指標。
16	17	評価損益	運用収益における未実現の損益の一つで、実際に売らないとしても（実現しなくても）、売った場合（実現した場合）に得られるであろう収益（被るであろう損失）を、「評価損益」あるいは「含み損益」と呼ぶ。 つまり、保有している資産を売ったと仮定した場合の価格（時価）と、その資産を買ったときの価格（簿価）との差が評価損益となる。
-	18	ボラティリティ	ある資産（もしくは、有価証券）の収益率や価格の変動性または変動率を指す。「ボラティリティが高い」とは、収益率が一定せず上下の振れが大きくリスクが高いことを意味する。ボラティリティは通常、標準偏差（投資リターンの平均からの乖離の程度を示す指標）で表す。



ページ	No	用語	意味
-	19	地政学リスク	地政学的リスクともいう。 テロや地域紛争など特定地域の政治的・軍事的な緊張が高まることで、世界的に景気の先行きが不透明になり、金融市場に影響を及ぼすリスクをいう。
19	20	リターン	投資活動により投資がどう変化したかを「元本」に対する割合で測る尺度。ただ「元本」といっても事業主（法人）及び基金においては掛金収入や給付の発生によるキャッシュ・フローが生じ、収益率の計測期間中でもその値は変化するため、計測期間中の平均値を意味することになる。
36	21	期待収益率	資産運用を行う上で見込まれるリターン。投資する資金（あるいは期初の価格）に対してどれくらいの収益が見込めるかを示したもの。
37	22	運用スタイル	投資の基本哲学、戦略、手法の相異等に基づき類型化された資産運用の形態。代表的な例として、アクティブ（積極的に市場予測を立てて超過収益をねらう運用手法）とパッシブ（市場予測に基づかない運用手法。インデックス運用など）、株式アクティブ運用における超過収益の源泉の違いによる成長株（グロース）型、割安株（バリュー）型等がある。
37	23	リバランス	基本ポートフォリオの資産配分を維持しようとする行為。 基本ポートフォリオは時間の経過とともに時価の変動により資産構成が変化し、基本ポートフォリオのリスク・リターンも変化し最適性を失う。そのため、組み入れた資産の売却や新たな資産の購入等によりポートフォリオを修正（リバランス）し、構築当初の基本ポートフォリオに戻す必要がある。
37	24	金融商品販売法	投資信託、外貨預金やデリバティブなどの多様な金融商品が普及するなか、業者に比べて知識・情報の乏しい顧客に対する説明が不十分で、金融商品の販売・勧誘をめぐるトラブルが起こっていたため、顧客保護の観点から立法化された。金融商品に関して説明義務が明確化により、因果関係の立証責任も確保されたことから、裁判の迅速化（顧客の立証負担の軽減）されるようになった。また、同法では、事業者が勧誘の適正の確保に関する方針の策定・公表が義務づけられている。
37	25	ポートフォリオ	所有する資産の全体あるいはその組合せのこと。リスク分散を考慮して、資産全体を単一資産のみで運用するのではなく、適切な割合で株式や債券など複数の資産を組合せ、資産運用の効率性等を高めること。
38	26	フル インベストメント	余剰資金の発生を抑え、極力有価証券に投資すること。 ただし、実際には100%有価証券に投資することはできず、ある程度の資金がファンドに滞留することとなる。
38	27	クーポン	利息支払いの為の利札（りふだ）のことで通常は債券に付随して印刷されている。「利払日」と称す年間の一定期日ごとに利息が支払われるが、この利払日ごとに利札を1枚ずつ切り離して利払いを受付ける。 債券の表面金利はクーポン・レートと呼ばれ、一般に額面金額に対する年率で表示される。なお、クーポンレートまたは利息自体をさしてクーポンということもある。

ページ	No	用語	意味
38	28	仕手	短期間に大きな利益を得ることを目的として株式市場（流通市場）に参加する投資家を「仕手」または「仕手筋」などと呼ぶ。
38	29	信用取引	証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買取引のこと。信用の供与とは、顧客に対する金銭又は有価証券の貸付または立て替えをいう。
38	30	市場リスク	株式投資において、その企業の業績だけでなく、市場全体の動向に株価が左右されること。代表的なものに、価格変動リスクがある。
38	31	為替リスク	外貨建ての金融商品における為替変動により予期せぬ損益が生じるリスク。
39	32	信用リスク	貸したお金を回収できなくなる可能性（不確実性）のこと

(参考資料) 三菱UFJ信託銀行・年金用語集  
企業年金連合会・企業年金用語集  
野村證券・証券用語解説集